



中小企業 かごしま

平成 22 年 8 月号 (活性化情報第 2 号)

CONTENTS

- 1 **特集 1 鹿児島県内各市町**
中小企業のための融資・助成・補助事業
- 34 **特集 2 ピンチを乗り越えて**
中小企業白書事例集
- 47 **Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業**
鹿児島から世界を相手に!
ものづくりエンジニアの夢
(株式会社エルム)
- 50 **特別寄稿**
安心・安全を守る
(有限会社鹿児島ますや 代表取締役 米増 昭尚 氏)
- 55 **TRY!温暖化防止と環境のために**
地球と経営にやさしいエコ安全ドライブ!
(株式会社ユタカ産業)
- 57 **インフォメーション**
◆花かごしま 2011 開催 (鹿児島県) のご案内 (第 28 回全国都市緑化かごしまフェア実行委員会)
◆中小企業のためのひまわりほっとダイヤルのご案内 (日本弁護士連合会 ひまわり中小企業センター)
◆障害者就職面接会参加企業募集 (ハローワーク鹿児島)
◆平成 23 年 3 月高校等卒業予定者の就職採用枠の拡大のお願い (県 PTA 連合会・県連合校長協会)
- 60 **中央会の動き**
組合等事務局代表者講習会
- 61 **業界情報** (平成 22 年 6 月情報連絡員報告)
- 63 **倒産概況** (平成 22 年 7 月鹿児島県内企業倒産概況)
- 65 **中央会関連主要行事予定**

中小企業のための融資・助成・補助事業

鹿児島県内の各市町の融資・助成・補助事業をご紹介します。詳細な情報やご相談については、各市役所・町役場にお問い合わせください。優遇措置などについては、適用要件に詳細な条件が設定されている場合があります。

自治体名	ページ	自治体名	ページ	自治体名	ページ
鹿児島市	1	鹿屋市	7	枕崎市	8
出水市	9	薩摩川内市	10	阿久根市	13
伊佐市	15	指宿市	15	西之表市	16
日置市	16	曾於市	17	霧島市	18
いちき串木野市	21	南さつま市	24	志布志市	27
奄美市	27	垂水市	31	南九州市	31
始良市	32	さつま町	33		

上記以外の町村に関しては、役場の中小企業支援担当者にお問い合わせください。

※ 鹿児島県に関する融資・助成・補助事業については、下記ホームページでご参照下さい。

商工業関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/index.html>

企業立地関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/kigyo/index.html>

● 鹿児島市

● 鹿児島市中小企業融資制度

鹿児島市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上事業を営んでいる個人・法人の中小企業者(創業支援資金を除く)に対して、経営の安定や企業の振興を図るため、事業資金の融資制度を設けていますので、ご利用ください。

主な申込要件

- ① 納期の到来している市税を完納していること
- ② 経営内容及び資金の使途が明確で、償還が確実に認められること
- ③ 許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がなされていること
- ④ 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

※ 銀行取引停止処分や保証協会の延滞・求償権のある人は申込みできません。

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

◇融資利率については、金融情勢により変動することがありますので、あらかじめお問い合わせください。

◇信用保証協会の保証料(表内の保証料補助)に対しては、市が補助しています。

◇各表内の注記については 6P に説明があります。

融資の対象にならない主な業種

農業、漁業、金融・保険業(損害保険代理業、生命保険代理店などを除く)
 バー、スナックなどの風俗営業(食事の提供を主目的とする飲食業を除く)

■協同組合等活性化資金

利用者	従業員福利厚生対策及び商店街活性化対策などを行う、法に基づく組合とその組合員
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	組合 6,000 万円以内 組合員 3,000 万円以内 事業実績が 6 月未満の 組合 2,000 万円以内 組合員 1,000 万円以内
融資期間	運転 7 年以内(1 年据置含) 設備 10 年以内(1 年 6 月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.2% 1 年超 3 年以内 年 2.3% 3 年超 7 年以内 年 2.6% 7 年超 年 2.7%
信用保証料率(注 9)	信用保証協会の保証を必要としない
連帯保証人	原則として 1 人以上
取扱金融機関	商工組合中央金庫

■大島紬緊急救済対策資金

利用者	売上不振等から不況に陥っている大島紬関係の法に基づく組合とその組合員
資金使途	運転資金
融資金額	組合 5,000 万円以内 組合員 2,000 万円以内
融資期間	3 年以内(1 年据置含)
償還方法	一括又は分割償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.2% (売上減 年 1.95%) 1 年超 年 2.3%
信用保証料率(注 9)	信用保証協会の保証を必要としない
連帯保証人	原則として 1 人以上
取扱金融機関	商工組合中央金庫

■産業振興資金

利用者	事業の振興や経営の改善を図るために資金が必要な方
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000 万円以内
融資期間	運転 7 年以内(1 年据置含) 設備 10 年以内(1 年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.2% 1 年超 3 年以内 年 2.3% 3 年超 7 年以内 年 2.6% 7 年超 年 2.7%

信用保証料率(注9)	有担保:年0.35%~1.80% 無担保:年0.45%~1.90%
保証料補助	1/2(注10)
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■短期事業資金

利用者	短期の運転資金が必要な方
資金用途	運転資金
融資金額	600万円以内 組合 1,000万円以内
融資期間	1年以内
償還方法	一括又は分割償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年2.15%
信用保証料率(注9)	有担保:年0.35%~1.80% 無担保:年0.45%~1.90%
保証料補助	1/2(注10)
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■特別小口資金(責任共有対象外)

利用者	同一事業を1年以上経営している小規模企業者(注1) 市県民税に所得割が課されている方 申込みのとき、保証協会の保証残高のない方(注2)
資金用途	運転資金・設備資金
融資金額	1,250万円以内
融資期間	7年以内(1年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年2.15% 1年超 3年以内 年2.25% 3年超 年2.55%
信用保証料率(注9)	無担保:年0.65%
保証料補助	3/5
連帯保証人	不要
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■小規模企業支援資金(責任共有対象外)

利用者	中小企業信用保険法第2条第2項に規定する小規模企業者(注1)
資金用途	運転資金・設備資金
融資金額	1,250万円以内 (ただし、既存の保証残高との合計の範囲内とする)
融資期間	7年以内(1年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率	1年以内 年2.15%

(融資期間に応じて)	1年超 3年以内 年 2.25% 3年超 年 2.55%
信用保証料率(注9)	有担保:年 0.4%~2.1% 無担保:年 0.5%~2.2%
保証料補助	3/5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■経営安定化資金(特定中小企業者)(1~6号:責任共有対象外)

利用者	中小企業信用保険法第2条第4項第1号~8号に規定する特定中小企業者 (国のセーフティネット保証制度に対応)・・・(注3)
資金用途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000万円以内
融資期間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(2年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 2.1% 1年超 3年以内 年 2.2% 3年超 7年以内 年 2.5% 7年超 年 2.6%
信用保証料率(注9)	1~6号:年 0.87% 7~8号:年 0.80%
保証料補助	4/5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■経営安定化資金(緊急特別対策)

利用者	中小企業信用保険法第2条第4項第1号~8号に規定する特定中小企業者 5号認定を受けた方 (国のセーフティネット保証制度に対応)・・・(注3)
資金用途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000万円以内
融資期間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(2年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 2.1% 1年超 3年以内 年 2.2% 3年超 7年以内 年 2.5% 7年超 年 2.6%
信用保証料率(注9)	年 0.8%
保証料補助	4/5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注3)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■経営安定化資金(経済環境変化等)

利用者	経済環境の変化等により一時的に売上等が減少しているなど、特に市長が認める方(注5)
資金用途	運転資金

融資金額	3,000 万円以内
融資期間	運転 7 年以内(2 年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.1% 1 年超 3 年以内 年 2.2% 3 年超 7 年以内 年 2.5% 7 年超 年 2.6%
信用保証料率(注 9)	年 0.35%~1.90%
保証料補助	4/5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■環境配慮促進資金

利用者	<ul style="list-style-type: none"> ● ISO14001 の認証取得に資金が必要な方 ● 低公害車(ハイブリッド、電気、天然ガス自動車)を購入する方 ● 太陽光発電施設や公害防止施設の設置等に資金が必要な方 ● ISO14001、エコアクション 21、KESの認証を取得している方で、事業資金が必要な方
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000 万円以内
融資期間	運転 7 年以内(1 年据置含) 設備 10 年以内(1 年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.15% 1 年超 3 年以内 年 2.25% 3 年超 7 年以内 年 2.55% 7 年超 年 2.65%
信用保証料率(注 9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	4/5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・商工組合中央金庫

■災害対策資金

利用者	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災や風水害などの災害を受けた方 ● 桜島降灰のため、経営に影響を受けている方
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1,500 万円以内
融資期間	運転 7 年以内(2 年据置含) 設備 10 年以内(3 年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.1% 1 年超 3 年以内 年 2.2% 3 年超 7 年以内 年 2.5% 7 年超 年 2.6%
信用保証料率(注 9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	全額

連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・商工組合中央金庫

■創業支援資金

利用者	市内で新たに事業を開始する方(事業実績のない方や事業実績が 6 月未満の方も対象)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1,000 万円以内(うち運転資金は 700 万円以内) ただし必要額の 80%以内(注 7)
融資期間	運転 7 年以内(1 年据置含) 設備 10 年以内(1 年 6 月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.15% 1 年超 3 年以内 年 2.25% 3 年超 7 年以内 年 2.55% 7 年超 年 2.65% (注 8)
信用保証料率(注 9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	2/3
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■新事業展開支援資金

利用者	同一事業を1年以上営んでいる方で、次のいずれかに該当する方 ・事業転換や多角化をするための資金が必要な方 ・市内において新規雇用を伴う事業拡大(店舗、事務所、工場の新設)を行うために資金が必要な方 …注 6
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	(転業・多角化)1,200 万円以内 (事業拡大)3,000 万円以内
融資期間	運転 7 年以内(1 年据置含) 設備 10 年以内(1 年 6 月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.15% 1 年超 3 年以内 年 2.25% 3 年超 7 年以内 年 2.55% 7 年超 年 2.65% (注 8)
信用保証料率(注 9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	2/3
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

(注 1) 小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が 20 人(商業又はサービス業は 5 人)以下の事業者です。

(注 2) 残高の完済を条件に融資を申し込むことができます。

(注 3) 大型倒産や取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じているなどの要件を満たし、市長の認定を受けたもの。

(注 4) 国が指定する業種に属する事業を行っており、売上が減少しているなどの要件を満たし、市長の認定を受けたもの。

(注 5) 経済環境変化等の申込みには、市長の認定を要します。

(注6) 移転、増設等は対象となりません。

(注7) 開業業種に係る事業従事経験が3年未満の方の融資金額は自己資金と同額以内となります。(ただし、法律に基づく資格や特許等をいかして事業を開始する方の融資金額は、必要額の80%以内です。)

(注8) 創業支援資金の融資を受ける方に対しては、当初12か月以内の支払利子相当額を補助します。(上限30万円。平成23年3月31日までに融資が実行されたものに限る。)

(注9) 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる事業者等は、年0.1%の割引があります。

(注10) 保証料率が年1.25%以上の場合は、年0.6%で算出した保証料相当額を補助します。

(注11) 鹿児島県信用保証協会の定める取扱いとします。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 商工総務課 TEL 099-216-1324(直通) FAX 099-216-1320

● 鹿屋市

■ 鹿屋市中小企業資金利子補給金

目的	市内商工業者の経営の安定を図るため、鹿屋市中小企業資金利子補給金の対象資金の融資を受けた中小企業者に対し、借入資金の利子の一部を補給する。
対象者の要件	・市内に住所又は事業所を有していること ・鹿屋商工会議所、輝北町商工会、串良町商工会または吾平町商工会の経営指導を受け、かつ、市税を完納しているもの
対象資金	・鹿児島県中小企業制度資金 ・株式会社 日本政策金融公庫制度資金 (普通貸付、経営改善貸付及びセーフティネット貸付に限る) ・商工貯蓄共済制度資金 (積立金の範囲内の資金は、除く)
利子補給期間	融資実行日から3年間以内
利子補給金額	返済利率のうち1.5%分に相当する額
限度額	1事業所あたり40万円
手続き方法	商工会議所または商工会へ届出書及び交付申請書を提出して下さい。

■ 鹿屋市空き店舗活用促進事業補助金

目的	新たに創業を目指す者の新規開業、並びに魅力ある専門店等の出店を行う商店街・通り会及び商工会等に対し、鹿屋市空き店舗活用促進事業補助金を交付し、鹿屋市の商店街活性化を支援します。
対象者	・商店街等(鹿屋市商店街連合会加盟の商店街・通り会及びその他地域商店街の活性化に取り組む団体) ・商工会(輝北町商工会、串良町商工会及び吾平町商工会) ・商店街等及び商工会の同意を受けた個人等 ・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人
対象事業	・空き店舗を新たな事業の実施の拠点又は不足業種補完のための活動の拠点として活用する事業 ・空き店舗を活用した、地域住民の交流のためのコミュニティ施設を設置する事業

対象としない事業	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街内で移転する事業 ・仮店舗として出店する事業 ・倉庫及び事務所として活用する事業 ・夜間のみ営業店舗事業 ・政治活動又は宗教活動に関する事業 ・公序良俗に反する事業 	
対象経費及び補助金額	店舗改装費	対象経費の2/3以内とし、500,000円を上限とする。
	空き店舗の家賃等(来客用駐車場代を含み、敷金及び礼金は除く。)で、交付決定を受けた日の属する年度末までに係る経費	対象経費の1/2以内とし、月額50,000円を上限とする。
	誘致宣伝広告費	対象経費の2/3以内とし、300,000円を上限とする。
申込先	鹿屋市商工振興課	

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿屋市役所 商工観光部 商工振興課 TEL 0994-31-1164(直通)

● 枕崎市

■ 企業誘致促進補助金制度

企業誘致促進補助金の交付を受けるには、枕崎市工業団地分譲基準を満たし、なおかつ次の条件を満たす必要があります。

1. 新規地元雇用者を11人以上雇用する必要があります

事業所の新設及び増設に伴って増加する新規地元雇用者数が11人以上必要です。(ただし、ソフトウェア業・研究開発施設については6人以上。また、4年制大学・総合保養地域整備法に基づく特定民間施設の事業の用に供する施設については、30人以上)

2. 設備投資額について

一定額以上の設備投資が必要です。設備投資額については、業種ごとに必要額が定めてあります。

3. 補助金額

新規地元雇用者数×30万円+設備投資額×2/100(2千万円限度)を補助いたします。

【上記について詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

枕崎市役所 企画調整課 企画調整係 TEL 0993-72-1111(内線226)

■ 枕崎市中小企業振興資金融資制度

対象者	市内に住所を有し、原則として同一業種の事業を引き続き6月以上経営している中小企業者であること。 融資の申込みのときまでに納期の到来している市税及び国民健康保険税を完納していること。		
資金の用途	運転資金及び設備資金		
融資額	1企業あたり600万円以内	融資期間	5年以内

融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資期間が1年以内の融資:年1.9%以内 ・ 融資期間が1年を超えて3年以内の融資:年2.1%以内 ・ 融資期間が3年を超えて5年以内の融資:年2.4%以内
償還方法	一括又は分割返済
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要(ただし、特に必要と認める場合においては、保証協会が認める者の中から立てる場合があります。)

■枕崎市中小企業借入金信用保証料補助

対象者	本市に1年以上居住し、現に事業を営む者で鹿児島県信用保証協会が保証する枕崎市中小企業振興資金を借り入れた者。
補助率	信用保証料の3分の1以内
補助期間	資金の借入れを受けた月から5年以内

【上記について詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

枕崎市役所 水産商工課 商工観光係 TEL 0993-72-1111(内線 462)

● 出水市

<融資制度>

■出水市中小企業振興資金融資制度

目的	市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資し、市内中小企業の振興を図ること
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業基本法に定める中小企業者 ② 市内に住所又は事業所を有し、同一事業を6か月以上経営している者 ③ 納期の到来している市税を完納していること
対象用途	運転資金、設備資金
融資金額	小口資金・・・500万円以内 経営安定特別資金・・・3,000万円以内
融資期間	小口資金・・・5年以内 経営安定特別資金・・・10年以内 (いずれも1年以内の措置期間を含む)
融資利率	2.6%
保証人等	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として2人 ② 鹿児島県信用保証協会の信用保証付
取扱金融機関	鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫、南日本銀行、熊本ファミリー銀行、鹿児島興業信用組合の市内各支店
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

<助成制度>

■出水市中小企業対策資金利子補給金

概要	中小企業の振興を図るため、資金を借り入れた者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する
対象経費	出水市中小企業振興資金を借り入れた者について、毎年1月1日から12月31日までに支払った当該融資に係る利子

利子補給率	1.2% 但し、緊急支援対策として、平成 20 年1月1日～平成 22 年 12 月末日の融資実行分について、3年間に限り全額補給
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

■出水市中小企業借入金信用保証料補給金

概要	中小企業の育成強化を図るため、資金を借り入れたものに対し、予算の範囲内において保証料補給金を交付する
対象者	出水市中小企業振興資金または鹿児島県中小企業振興資金を借り入れた者で、鹿児島県信用保証協会の保証を受けた者
保証料補給率	出水市中小企業振興資金を借り入れた者 保証料の2分の1以内 鹿児島県中小企業振興資金を借り入れた者 保証料の6分の1以内
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

出水市役所 商工労政課 TEL 0996-63-2111(内線 337)

● 薩摩川内市

■薩摩川内市中小企業対策利子補助金

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金 (中小企業振興資金、小規模企業活力応援資金、特別小口資金、地球温暖化対策資金、かごしま産業おこし資金、観光かごしまよかとこ資金) 日本政策金融公庫 (普通貸付、小規模事業者経営改善資金、新創業融資制度)
補助対象者	川内商工会議所または薩摩川内市商工会の斡旋(あっせん)により上記制度融資を受けた中小企業者など(※市税を滞納していないことが条件です。)
使途	運転資金及び設備資金
補助対象期間	融資決定日の翌月から3年以内 (各年1～12月に支払った利子額相当分を翌年3月に交付します。)
補助対象融資額	1事業者、1年度あたり1,000万円以内
補助率	100%(ただし100円未満は切り捨て。平成22年12月末融資決定分まで)
申込先	川内商工会議所または薩摩川内市商工会

■薩摩川内市景気対応緊急保証制度保証料補助金

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金 (経済対策特別資金、セーフティネット対応資金など)
------	---

	各金融機関の事業者向け融資資金
補助対象者	次のいずれにも該当することが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法に基づき、薩摩川内市長が「特定中小企業者」に認定した中小事業者であること ・平成21年4月1日から平成22年12月31日までに決定した融資資金であること ・市税を滞納していないこと
補助対象融資額	1事業者、1年度あたり500万円以内
申込先	薩摩川内市商工振興課

■薩摩川内市中小企業元気づくり補助金

市内で事業を営んでいる中小企業の方々の社員研修、製品宣伝活動、研究開発などの経費について、その負担軽減と経営の安定化を図るために、「中小企業元気づくり補助金」制度を創設しました。

経費の種類	該当するものなど	補助率	補助金額
社員研修経費	ポリテクカレッジ川内、川薩人材育成センター、中小企業大学校、鹿児島県工業技術センターにおける社員研修に要する経費（旅費・研修負担金）で、当該中小企業者が支払ったもの	補助対象経費の1/2以内	10万円以内
製品宣伝活動経費	見本市や展示会出展のブース代、出展に関するパンフレットの製作などに要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの（※販売を伴うものは除きます。）		20万円以内
研究開発経費	大学などと共同で研究開発に要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの		50万円以内
特許申請経費	特許申請に要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの	補助対象経費の1/3以内	20万円以内

補助金額は、いずれも1事業者・1年度あたりの限度額です。

○補助対象の要件

次のいずれにも該当していることが条件です。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する事業者で、薩摩川内市内において生産・開発をおこなっている事業所であること

※中小企業基本法第2条に規定する中小企業者

1. 資本金3億円以下かつ常勤の従業員が300人以下で、製造業、建設業、運輸業、その他の業種（2～4を除く）に属する事業を主に営んでいる会社および個人。
2. 資本金1億円以下かつ常勤従業員数が100人以下で、卸売業に属する事業を主に営んでいる会社および個人。
3. 資本金5千万円以下かつ常勤従業員数が100人以下で、サービス業に属する事業を主に営んでいる会社及び個人。
4. 資本金5千万円以下かつ常勤従業員数50人以下で、小売業に属する事業を主に営ん

でいる会社および個人。

(2) 国・県の補助制度を利用しないものであること

(3) 市税を滞納していないこと

○申請の流れ

申請は次の手順で行って下さい。

(1) 補助の対象となっている経費の支出を伴う活動(研修、パンフレット製作、開発研究、特許申請など)をおこなう前に、あらかじめ、下記にご連絡ください。

(2) ご連絡いただく内容⇒実施時期、補助対象事業内容、人数、支払予定金額

社員研修の場合	(1) 補助金等交付申請書 (2) 市税完納証明書 (3) 補助金請求書 (4) 研修実施計画のわかる書類 (5) 研修修了証書 (6) 研修費用のわかる書類
製品宣伝活動の場合	(1) 補助金等交付申請書 (2) 市税完納証明書 (3) 補助金請求書 (4) 出展した展示会などのパンフレット・リーフレットなど (5) 活動風景を撮影した写真 (6) 製品宣伝活動費用のわかる書類
研究開発の場合	(1) 補助金等交付申請書 (2) 市税完納証明書 (3) 補助金請求書 (4) 研究開発の概要を記載したチラシ、パンフレットなど (5) 研究風景や活動成果を撮影した写真 (6) 研究開発費用のわかる書類
特許申請の場合	(1) 補助金等交付申請書 (2) 市税完納証明書 (3) 補助金請求書 (4) 特許申請書類の写し (5) 特許申請費用のわかる書類

・「(1) 補助金等交付申請書」および「(3) 補助金請求書」は、ホームページからダウンロードしてください。

・「(2) 市税完納証明書」は、市役所本庁または各支所税務窓口で補助金申請に添付する書類として申請してください。無料発行します。

・複数の活動に関する補助金申請をする際は、次の書類をまとめることができます。それ以外の書類は各活動ごとに添付してください。(1) 補助金等交付申請書、(2) 市税完納証明書、(3) 補助金請求書

・各活動費用のわかる書類は、払込計算書・領収書などを添付してください。

- ・補助金請求書の日付は未記入としてください。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

薩摩川内市役所 商工政策部 商工振興課 TEL 0996-23-5111(内線 4321)

● 阿久根市

<中小企業振興に関する融資・助成制度>

■阿久根市中小企業振興資金

【融資対象者】

次の(1)、(2)いずれの要件にも該当する方です。

- (1) 市内に住所又は事業所を有し、融資あつせん申込時において同一事業を引き続き6か月以上経営している中小企業者であること。
- (2) 融資あつせん申込時まで、納期の到来している市税等を完納していること。

【融資申込先】

阿久根商工会議所（電話 0996-72-1185）

（平成 22 年 4 月 1 日現在）

資金の種類 (用途)	融資 限度額	貸付利率	期間 (うち据置期間)	保証人等
季節資金 (運転資金)	100 万円	2.90%	90 日以内	原則として 2 人以上
小口資金 (運転資金) (設備資金)	※ 1,000 万円	1 年以内 2.90% 1 年超 3 年以内 3.10% 3 年超 5 年以内 3.40%	※ 7 年以内 (1 年以内)	・原則として 個人・・・不要 法人・・・代表者のみ
地場産業振興 資金(設備資 金)	2,000 万円	1 年以内 2.90% 1 年超 3 年以内 3.10% 3 年超 5 年以内 3.40% 5 年超 7 年以内 3.60% 7 年超 10 年以内 4.00%	10 年以内 (1 年以内)	鹿児島県信用保証協会 の信用保証付

※印については、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの特例措置です。(本来は融資限度額が 500 万円、期間が 5 年)

■阿久根市中小企業振興資金利子補助金

補助対象経費	利子補助率	補助額
阿久根市中小企業振興資金(季節資金を除く)の融資を受けた金融機関に毎年1月1日から12月31日までに支払った当該融資に係る利子	2% ÷ 上記貸付利率	補助対象経費 × 利子補助率 ※100円未満切り捨て

■阿久根市中小企業借入金信用保証料補助金

補助対象経費	補助額
鹿児島県信用保証協会の保証する次に掲げる資金の融資に係る保証料 (1) 阿久根市中小企業振興資金(季節資金を除く)	○(1)の場合、融資を受けた日から1年以内の保証料の全額及び2年目から融資期間満了までの保証料の25%以内の額 ○(2)の場合、融資を受けた日から融資期間満了まで

(2) 鹿児島県中小企業振興資金のうち次に定める金額以下の資金 ア 運転資金 1,000万円 イ 設備資金 2,000万円	の保証料の25%以内の額 ※(1)、(2)ともに100円未満切り捨て
---	---------------------------------------

<企業立地に関する優遇制度>

■阿久根市企業立地促進補助金

工場等を設置する企業に対し、用地取得費等の一部を助成します。(市との事前協議が必要です。)

対象業種	適用要件 (注1)	補助額の算定方法	限度額
製造業 及び ソフト産業	設備投資額 特になし 雇用増 5人超	・用地取得費×25%(注2) ・ソフト産業 専用回線使用料×25% ・ " 土地・工場賃借料×25% +10万円×増加雇用者数	用地取得補助 2,500万円 ソフト産業施設補助 2,500万円 雇用促進補助 500万円 ※設備投資額の10%以内

注1) 製造業は用地取得後3年以内に操業開始することが要件。ソフト産業は営業開始から3年以内が補助期間となります。

注2) 指定地。認定地は、20/100となります。

■条例に基づく固定資産税の課税免除・不均一課税等

製造業等の用に供する生産等設備を新設又は増設した場合、固定資産税を減免します。

対象業種	税の種類 (注1)	地域指定	措置の種類 (注2)	適用要件
製造業 旅館業 ソフトウェア業	固定資産税	過疎地域	課税免除	設備等の取得価額 2,500万円超
製造業 道路貨物運送業 こん包業、卸売業	固定資産税	原子力発電 施設等立地 地域	不均一課税	設備等の取得価額 2,700万円超 雇用増 15人超 (製造業を除く)

注1) 固定資産税の減免の適用が受けられる場合、県税(事業税及び不動産取得税)においても同様の措置が適用されます。

注2) 課税免除及び不均一課税(税率軽減)は、いずれも3年間です。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

阿久根市役所 水産商工観光課 TEL 0996-73-1211(内線 1112)

● 伊 佐 市

■伊佐市商工振興資金利子補給補助金

概要	市内商工業の振興を図るため、商工業者がその事業に必要な資金を伊佐市商工会及び各生活衛生同業組合(経営特別指導員を有する組合に限る)を通じて、金融機関から借り入れた商工業振興資金に対して補助する利子補給に係る補助金である。借入初年度に限り、その利子の一部を補助する。
対象制度資金	補助金の対象となる資金の種類は下記のとおり (1) 鹿児島県制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金 (3) 商工貯蓄共済制度資金
資金用途	設備・運転資金
補助率	補助対象事業額(借入額)の1.5%以内
助成額	補助対象事業額(借入金)に上記補助率を乗じて得た額。ただし、限度額は年度内1事業者当たり上限30万円とする。
補助対象	(1) 市内に6か月以上継続して住所及び事業所を有していること。 (2) 商工会等の会員であること。 (3) 商工会等の金融斡旋に基づく資金の借入であること。 (4) 市民税・固定資産税等の滞納がないこと。 (5) 上記概要に趣旨が一致していること。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

伊佐市役所 地域振興課 商工振興係 TEL 0995-23-1311(内線 1252)

● 指 宿 市

■指宿市商工業制度資金利子補給助成金

概要	市内に住所及び事業所を有する中小企業者で、商工会議所及び商工会の会員が、商工会議所等を通じて制度資金を利用した場合に対して助成するものとする。ただし、市税等の滞納がない者とする。
対象制度資金	(1) 鹿児島県中小企業制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金(教育貸付及び恩給担保貸付資金は除く) (3) 商工貯蓄共済融資制度資金(積立金の範囲内の資金は除く)
助成金の 交付制限等	助成金は単年度限り。毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対して交付するものとする。
助成率	当該期間に融資を受けた総額の1%以内(ただし、借入利率が助成率を下回る場合はその率)とし、1事業者への助成額は、20万円を限度とする。 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

指宿市役所 産業振興部 商工水産課(商工運輸係) TEL 0993-22-2111(内線 312)

● 西之表市

■ 中小企業振興資金融資

目的	西之表市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資し、中小企業の振興を図る
融資対象者	市内に6か月以上住所・事業所を有し、引き続き6か月以上経営している中小企業者
申込先	西之表市商工会
融資金額・期間	融資金額 500万円 融資期間 5年以内(1年以内の据置期間含む)

■ 中小企業振興資金信用保証料補助金

目的	中小企業振興資金を借り入れた者に対し予算の範囲内において、中小企業の振興資金信用保証料補助金を交付し中小企業の育成強化振興を図る
融資対象者	市内に6か月以上居住し現に企業を営んでいるもので、西之表市及び鹿児島県中小企業振興資金の融資を受け、鹿児島県信用保証協会の保証を受けている者
申請条件	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の証明書 交付申請日 毎年3月(ただし年度途中申請あり) 融資を受けた日から1年以内
補助金交付申請	交付申請書を西之表市長に提出をする
補助金額	西之表市中小企業振興資金 保証料の40%以内 鹿児島県中小企業振興資金 保証料の20%以内

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

西之表市役所 経済観光課 商工政策係 TEL 0997-22-1111(内線 271)

● 日置市

■ 商工業制度資金等利子補給補助金

対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住の商工業者 市外の事業者については、市内に事業所を有し、日置市商工会に加入している商工業者
対象資金名	商工会を通じて借り入れた各種制度資金 <ul style="list-style-type: none"> 県信用保証協会を通じての県制度資金 日本政策金融公庫の普通貸付、経営改善貸付資金、環境衛生貸付資金 鹿児島県商工会連合会の制度資金としての商工貯蓄共済貸付制度等
資金種別	設備資金 <ul style="list-style-type: none"> 市内において店舗改装又は機械備品の購入等(屋号なき車両を除く)事業経営に必要な設備投資(造成費を含む)を行うため借り入れた資金。(ただし、用地費及び住居部分についての借り入れは、対象としない) 運転資金 <ul style="list-style-type: none"> 市内において事業を行うための資金で、借替にあたる資金は対象としない。

借入額返済期間	・借上額が上記 1.2.に掲げる区分ごとに 1 件につき 100 万円以上で、かつ返済期間が 36 月以上
補助率及び補助対象限度額	融資利率を上限とし、 設備投資が借入額の 2%以内 運転資金が借入額の 1.5%以内 補助対象限度額は、 設備投資が 2,500 万円 運転資金が 2,000 万円
添付書類	・金融機関が発行する借入金明細証明書 ・委任状 ・設備投資の実施を確認できる書類(事業が完了している場合にあっては、写真及び領収書の写し。事業の完了していないものにあっては、契約書等の写し) ※設備投資資金のみ
提出先	日置市商工会

■景気対応緊急保証制度保証料補助金

目的	市内の中小企業者の資金繰りの支援及び事業経営の円滑化を図るとともに、経営の安定に資することを目的とする。
対象資金	中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 5 号
対象者	・市内に本店を有する法人又は市内に住所若しくは主たる事業所を有する個人 ・平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に、信用保証協会に対し融資申し込みを行った者 ・市税の滞納がない者
補助対象融資限度額	500 万円以内
補助金額	融資額 500 万円までの保証料 ※分割払いの場合は 1 回目の支払いのみ対象

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

日置市役所 総務企画部 商工観光課 TEL 099-273-2111

● 曾 於 市

■曾於市商工会員の設備投資に対する利子補給補助金

目的	曾於市商工会員が消費者の市内での購買意欲向上を図るため施設設備の新設及び改造に要した借入金の償還利子の一部を補助することにより、本市商業の発展を期することを目的とする。
補助対象とする施設設備	(1)店舗の新築及び増改築 (2)営業用貨物自動車(軽貨物及びライトバンを含む。)の購入。ただし、営業用である旨の表示をしたものに限る。

	(3)陳列ケース等販売対策設備の購入及び改造
補助資格	(1)販売対策に意欲のあること。 (2)本市に住所を有していること。 (3)曾於市商工会(以下「商工会」という。)に加入し、かつ、商工会による経営指導を受けていること。 (4)営業所得が総所得の50パーセントを超えていること。 (5)税の滞納のないこと。
補助金額	(1)補助金の額は、金融機関から借り入れた総額の借入利息の50パーセントとし、3か年に分けて補助する。 (2)前項に規定する補助金の額は、1商工会員当たり1件100万円を限度とする。 (3)第1項に規定する金融機関は、日本政策金融公庫、鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、宮崎銀行、南日本銀行、鹿児島興業信用組合及び市長が特に認めたものとする。

■曾於市緊急経済対策商工業借入金保証料補助金

目的	需要減少・原材料価格上昇等による厳しい経営環境に対応し、市内商工業者の経営の安定を図る。
補助対象	市内の商工業者で、次に掲げる商工業者とする。 (1)補助金は単年度補助とし、平成20年10月31日から平成23年3月31日までの期間に信用保証協会が受付し、信用保証決定した商工業者 (2)市税の滞納等がない商工業者
補助金額	信用保証料額の50%(算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てた額)とする。 一事業者の信用保証料補助対象借入限度額は、個人で500万円、法人で1,000万円とする。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

曾於市役所 末吉支所 経済課 TEL 0986-76-8808

● 霧島市

■霧島市商工業資金利子補給補助金

目的	市内商工業者の育成及び商工業の振興を目的とし、商工業者の経営の安定を図るため、制度資金の借入者に対して、規則に定めるところにより利子補給補助金を交付します。
補助対象となる制度資金	市内の商工業者で、霧島商工会議所、霧島市商工会に加入し、かつ、市税を完納している会員が、商工会議所又は商工会を通じて利用した次に掲げる制度資金とします。 1. 鹿児島県制度資金 2. 日本政策金融公庫 3. 商工貯蓄共済制度資金

	<p>※但し、前項に掲げる制度資金のうち、次に該当する資金は対象としません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 借入期間1年未満の資金 2. 商工貯蓄共済制度資金のうち積立金の範囲内の資金 3. 霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金の交付対象となる資金
補助対象期間	補助金は、単年度補助とし、毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対し交付します。
補助率及び利子補給対象借入限度額	一事業者の利子補給対象借入限度額は2,000万円とします。平成20年12月10日から平成22年12月31日までに融資を受けたかたの補助率は、借入金額の2% (1,000円未満切り捨て)です。(通常の補助率は1%)
申請書提出先	補助対象となる制度資金を利用した際に窓口となった商工会議所又は商工会
申請書類	<p>提出していただく書類等については以下のとおり。</p> <p>※申請書類については商工会議所及び商工会にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任状(商工会議所及び商工会が一括して申請等を行なうため必要になります) ・借用証書の写し又は融資実行後の保証書の写し ・市税の滞納がないことを証する書類(市の発行する滞納なし証明等) ・融資実行日が確認できる書類(支払明細書等)
提出期間	商工会議所、商工会の定める日までに申請して下さい。

■霧島市緊急経済対策商工業借入金信用保証料補助金

目的	霧島市緊急経済対策の一環として、市内商工業者の経営の安定を図るため、制度資金の借入者に対して、信用保証料補助金を交付します。
補助対象となる制度資金	市内の商工業者で、霧島商工会議所または霧島市商工会に加入し、かつ市税を完納している会員が、商工会議所または商工会を通じて利用した、「鹿児島県制度資金の経済対策特別資金」です。
補助対象期間	補助金交付が受けられる期間は、平成20年11月18日から平成23年3月31日です。ただし、補助金は、単年度補助(1融資に対し1回限り)とし、毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けたものに対して交付します。
補助金額	信用保証料0.11%に相当する額(1,000円未満切り捨て)
申請書提出先	補助対象となる制度資金を利用した際に窓口となった商工会議所または商工会
申請書類	<p>※申請書類については商工会議所および商工会にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ・借用証書の写し又は融資実行後の保証書の写し ・市税の滞納がないことを証する書類(市の発行する滞納なし証明等) ・融資実行日および県の保証料負担割合がわかる書類(支払明細書・お客様控え等)
提出期間	商工会議所および商工会の定める日までに期間厳守で申請してください。(期間厳守！)

■霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金

目的	台風、豪雨、洪水、地震等の災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、災害復旧のために借入れた資金について、当該資金に係る金利負担を軽減するため、霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金を交付します。								
補助対象となる制度資金	<p>県内における災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、市町村長、消防署長等の被災証明を受け、災害発生の日から概ね 6 月以内で、災害の都度、市長が定める期間において災害復旧の目的で借入申込みを行った次の資金とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の資金 2. 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に規定する緊急災害対策資金 3. 県内市町村制度資金 								
補助対象期間	償還開始(支払利息開始のみを含む。)の日の属する月から起算して 5 年間とし、各年度ごとに、前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日までの間に支払った災害復旧資金に係る支払利息について申請するものとします。								
補助率及び利子補給対象借入限度額	<p>補助率は、次の各融資金額区分ごとに算出した額とし、100 円未満は切り捨てるものとします。なお、1 事業者の利子補給対象借入限度額は 1,500 万円とします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>融資区分</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200 万円以下</td> <td>年 1.80%</td> </tr> <tr> <td>200 万円超 600 万円以下</td> <td>年 1.35%</td> </tr> <tr> <td>600 万円超 1,500 万円以下</td> <td>年 0.90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助率が融資利率を上回る場合の補助率は融資利率と同率とします。</p>	融資区分	補助率	200 万円以下	年 1.80%	200 万円超 600 万円以下	年 1.35%	600 万円超 1,500 万円以下	年 0.90%
融資区分	補助率								
200 万円以下	年 1.80%								
200 万円超 600 万円以下	年 1.35%								
600 万円超 1,500 万円以下	年 0.90%								
申請書提出先	商工振興課に、補助計算期間(前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日までの翌年の 2 月 5 日までに提出してください。								
申請書類	<p>申請時必要な書類は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業災害復旧資金利子補助金交付申請書(第 1 号様式(第 5 条関係)) ・ 中小企業災害復旧資金利息支払証明願(第 2 号様式(第 5 条関係)) ・ 災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書又は証明書の写し ・ 事業報告書(第 3 号様式(第 5 条関係)) ・ 市長が必要と認める書類 								

■霧島市商店街活性化事業補助

目的	本市商工業の活性化を図るため、予算の範囲内において交付する霧島市商店街活性化事業補助金について必要な事項を定め、もって本市の商工業の振興及び整備に寄与することを目的とする。
----	--

補助対象者	補助対象者は本市内各通り会等の会長とする。なお、通り会とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。 1. 小売業・飲食業・その他サービス業等の店舗により、ほぼ連続した形で商店街が形成されている通りの商店主等で組織された団体 2. 会員の総意に基づく会則・規則等が整備されていること 3. 会員の総意に基づく予算書・決算書等が調整され、健全な運営が継続してなされていること 4. 役員体制が確立されていること
申請窓口	商工観光部 商工振興課 ※申請にあたっては、事前に担当課窓口までご相談ください。
補助対象事業等	計画策定・調査事業等 勉強会・研修会等又はイベントの実施に要する費用で相当と認められるもの。 (ただし、初年度限りの補助とする) 補助限度額:1 通り会 1 事業あたり 60 万円 施設整備事業 街路灯及びイルミネーション等の新設、又は修繕に要する費用で相当と認められるもの。(スポンサー付広告灯・防犯灯については補助対象外) 補助限度額:1 通り会 1 事業あたり 600 万円
補助率	50%以内

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

霧島市役所 商工観光部 商工振興課 TEL 0995-45-5111(内線 2511・2512)

● いちき串木野市

■企業の誘致促進及び育成に関する条例

【制度】事業所等設置補助

対象要件	補助金
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市との立地協定 ・ 設備投資額が1億円超(用地取得費を除く) ・ 新規地元雇用者 5 人超 	雇用者1人につき 10 万円を乗じた額 (設備投資額の 10/100 の範囲内で、3,000 万円が限度)

【制度】用地取得補助

対象要件	補助金
(市外事業者) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市との立地協定 ・ 事業所用地 3,000 m²以上 ・ 用地取得後 3 年以内に操業を開始した者 ・ 新規地元雇用者 5 人超 	○用地取得価格の 30/100 ・限度額 (西薩中核工業団地内) 新規地元雇用者数が 20 人未満:3,000 万円 20 人以上 10 人未満:4,000 万円

(市内事業者) ・ 事業所用地 3,000 m ² 以上 ・ 用地取得後 3 年以内に操業を開始した者 ・ 新規地元雇用者 3 人超 ・ 環境基本法等に違反していないこと	30 人以上:5,000 万円 (西薩工業団地以外) 雇用者数に関係なく 3,000 万円
--	---

【制度】固定資産税補助

対象要件	補助金
・ 青色申告の事業者 ・ 事業所等の固定資産の取得価格が 5,000 万円超 ・ 新規地元雇用者 5 人超 ・ 環境基本法等に違反していないこと	事業所等及び用地に係る固定資産税額の 50/100 に相当する額(用地は、用地取得から1年以内に事業所等を建設に着手した事業所用地に限る。)

【制度】事業所用水使用料補助

対象要件	補助金
・ 事業所用水に市上水道を使用する事業者 ・ 使用料が年間 3 万トン超(西薩工業団地は除く) ・ 環境基本法等に違反していないこと	○6 年間補助 (西薩工業団地内) 年間使用料から基本料金と年間使用料に1m ³ 当たり 55 円を乗じた額に、消費税法に規定する税率を乗じて得た額及び消費税額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額をそれぞれ加えた額を控除した額 【算定式:補助金額=年間使用金額-(基本料金+年間水量×55円/t)×1.05】 (西薩工業団地以外) ・3 万トンを超え 10 万トンまで:3 万トン超える分にかかる使用料の 100 分の 20 に相当する額 ・10 万トンを超え 20 万トンまで:10 万トン超える分にかかる使用料の 100 分の 30 に相当する額 ・20 万トンを超える分: 20 万トン超える分にかかる使用料の 100 分の 40 に相当する額

【制度】給水装置設置補助

対象要件	補助金
・ 西薩中核工業団地に新たに事業所を設置し、給水装置を新設した事業者 ・ 環境基本法等に違反していないこと	市が布設した配水管から事業所用地の境界までに係る給水装置の新設工事に相当する額

■串木野港開港促進補助金交付要綱:開港促進補助金

対象要件	補助金
<ul style="list-style-type: none"> ・外国との商取引を行う商社・製造業またはこれに類する事業者。 ・串木野港を利用して行われる外国貿易活動。ただし、水産物の洋上輸出、LPG等の石油類およびチップ等の製紙原材料の輸入は除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ貨物:コンテナ1個当たり2万円 ・バラ貨物:貨物10kg当たり1円 ・不開港出入許可に係る経費 ・不開港入港許可手数料 ・不開港入港許可に係る串木野港以外の係留料 ・不開港入港許可に係る串木野港以外の綱取放し料(限度額) ・補助対象貿易活動1回につき10万円 ・1補助事業者が受けることのできる補助金の額は単年度当たり100万円を限度とする。

■電源地域にかかる優遇制度:原子力発電施設等周辺地域交付金

原子力発電施設等の能力区分に応じて、当該市町村の一般家庭等の契約口数、工場などの契約キロワット数を乗じて得られる金額の合計。	<p>○隣接市町村に該当</p> <p>【交付額】基本単価表62円×月契約キロワット数 (原子力発電施設等が新・増設された場合は特別単価による割増措置あり)</p>
--	--

■電源地域にかかる優遇制度:原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金(F補助金)

【対象】原子力発電所施設などの周辺地域で新設・増設(契約電力の増加があること)した3人以上を雇用した企業。

【内容】支払った電気料金に対して8年間、半期ごとに給付金が受けられます。

【特例加算】製造業及び県・市で支援対象としている業種は、新規雇用者数に応じて特例加算があります。

【交付要件】特例加算を受ける場合、新設で1000万円以上・増設で500万円以上の設備投資が行われること。

○隣接市町村に該当

【交付額(半期ごと)】①契約電力分+②特例加算分

①契約電力分

増加した契約電力に支払電気料金に応じて定めた単価を乗じて算定

◎契約電力×(算定単価-125円)×電気料金支払月数

(↑市来地域は0円)

半期毎の支払電気料金 契約電力×半期毎の支払月数	算定単価 (串木野地域)	算定単価 (市来地域)
～1500円未満	750円	375円
1500円以上2500円未満	1000円	500円
2500円以上3500円未満	1500円	750円
3500円以上4000円未満	2000円	1000円
4500円以上5000円未満	2500円	1250円
以降1000円刻み	以降500円刻み	以降250円刻み

②特例加算分

製造業及び自治体で支援制度を整備している特定業種に対して、新規に雇用した人数に応じて加算。

◎新規に雇用した人数×15万円(半期ごと。隣接市町村単価)

③交付限度額:イ・ロのいずれか小さい額

イ:算定契約電力×(算定単価×係数-交付金単価)×支払月数

ロ:半期の電気料金×係数-(実契約電力×交付金単価×支払月数)

■税制上の優遇制度:産業開発促進条例

対象要件	減免される地方税	奨励金	地域開発指定の種類及び年月日
	固定資産税		
工業等の用に供する施設の新増設で設備等の取得価額が2,700万円超	3年間免除あるいは不均一課税	第1年度: 不均一課税を受けた後に納付すべき税額の10/10以内の額 第2年度: 不均一課税を受けた後に納付すべき税額の7/10以内の額 第3年度: 不均一課税を受けた後に納付すべき税額の5/10以内の額	原発(H14.3.19) 半島(S61.3.31) 農工

■中小企業等への融資制度

融資制度についてはお電話等でお問い合わせください

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

いちき串木野市役所 商工観光課 TEL 0996-33-5638 FAX 0996-32-3124

● 南 さ つ ま 市

■南さつま市中小企業小口資金融資制度

目的	市内の中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定めるものをいう。)の事業に必要な小口資金を融資し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。
取扱金融機関	次の各号に掲げる市内の区域に応じ、それぞれ当該各号に掲げる市に所在する鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫又は鹿児島興業信用組合の支店を通じて行うものとする。 (1) 坊津地域 南さつま市又は枕崎市 (2) 金峰地域 南さつま市又は日置市(同市吹上町の地域に限る。) (3) 前2号以外の地域 南さつま市
融資対象者	(1) 市内に住所を有し、原則として同一業種(鹿児島県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証対象業種に限る。)の事業を引き続き1年以上経営している中小企業者であること。 (2) 融資申込みのときまでに納期の到来している市税を完納していること。
資金使途	経営資金
限度額	1企業あたり500万円以内
融資の期間	5年以内(うち、据置き6か月以内)
融資の利率	鹿児島県中小企業制度資金融資要綱(昭和47年鹿児島県告示第1218号)別表第1中小企業振興資金の項中に定める利率
償還の方法	一括(融資期間1年以内の融資に限る。)又は分割返済

連帯保証人	法人の代表者。ただし、協会が他に必要と認める場合は、協会が認める者の中から立てるものとする。
融資申込み	融資を受けようとする者は、小口資金借入申込書に市税納税証明書及び取扱金融機関が必要とする書類を添え、毎月10日までに管轄する商工会議所又は商工会(以下「商工会議所等」という。)に申し込むものとする。
その他	この制度による融資については、すべて協会の信用保証に付するものとし、保証料は、協会の定めるところによる。

■南さつま市中小企業借入金信用保証料補助金

目的	市内の中小企業者が金融機関から融資を受けた資金に係る信用保証料の負担の軽減を図り、もって市内中小企業の育成強化及び商工振興に寄与することを目的とする。
信用保証料の補助	本市に1年以上住所又は事業所を有し、現に事業を営む者で、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に規定する資金に係る信用保証料に相当する額を補助するものとする。 (1) 南さつま市中小企業小口資金を借り入れた者
補助金の申請	補助金の申請をしようとする者は、融資資金を借り入れた日から3か月以内に信用保証料補助金交付申請書を商工会議所又は商工会を通じて市長に提出しなければならない。
補助金の請求	補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付決定通知書の写しを添付し、商工会議所又は商工会を通じて、速やかに市長に請求しなければならない。

■南さつま市商工振興資金利子補給補助金

目的	商工業者の経営の安定を図り、もって市内商工業の育成及び振興に寄与することを目的とする。
補助対象	次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、制度資金の借換えの場合にあつては、新たに借り入れた制度資金の額が借換えによって返済した制度資金の元本額を超過する場合に限り、当該超過額を対象とする。 (1) 商工会議所又は商工会(以下「商工会議所等」という。)を通じて借り入れたものであること。 (2) 事業経営に必要な運転資金又は設備資金として借り入れたものであること。 (3) 借入期間が3年以上であること。 (4) 県信用保証協会の保証を受けた県中小企業融資制度資金、日本政策金融公庫制度資金又は商工貯蓄共済融資制度資金であること。
補助対象者	(1) 市内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者 (2) 商工会議所等の会員 (3) 市税の滞納がない者
補助対象となる制度資金の	補助の対象者が補助を受けようとする年度(以下「補助年度」という。)の前年度の1月1日から補助年度の12月31日までの期間に融資の実行を受けたものとする。

融資実行期間	
補助金額及び 交付限度額	補助金の額は、前条の借入期間に借り入れた制度資金の額に2パーセント(借入利率が補助率を下回る場合にあっては、当該借入利率)を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、一補助年度における補助金の額は、50万円を限度とする。
補助金の交付 申請	補助金の交付を受けようとする者は、商工会議所会頭又は商工会長を代理人として委任し、商工会議所会頭等は、商工振興資金利子補給補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。なお、補助金交付申請の提出期限は、補助年度の3月31日とする。 (1) 委任状 (2) 金融機関が発行する借入金明細証明書 (3) 補助金申請額明細表

■南さつま市企業立地促進補助金

目的	本市内に事業所を新設し、若しくは増設し、又は既存の事業所を移転しようとする者に対し、企業立地を促進するため補助金の交付措置を行い、もって本市における産業の振興及び雇用の増大を図ることを目的とする。
補助の対象	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、研究開発施設、4年制大学及び特定民間施設を新設、増設及び移設をした者で、次のいずれにも該当するものとする。ただし、南さつま市及び南さつま市土地開発公社が所有する土地を取得した場合は、補助対象者としない。 (1) 事業所の用に供する土地を取得した後3年以内に当該土地で事業所の操業を開始していること。 (2) 取得した事業所用地の総面積が2,000平方メートル(増設の場合は、1,000平方メートル)以上であること。 (3) 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく工場適地、農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)に基づく工業導入地区又は市の誘致企業としての立地協定に基づく誘致地区に設置されるものであること。 (4) 事業所の雇用者数が、事業所の操業開始時において10人(増設及び移転の場合にあっては、雇用者増5人)を超えるものであること。 (5) 南さつま市公害防止条例(平成17年南さつま市条例第82号)その他の関係法令に違反していないこと。
補助金の額	対象事業者が新たに取得した土地のうち、市長が事業所の用に供したと認める土地の取得価格(取得価格には造成費を含むものとし、第2条第13号の場合にあっては、既存の事業所用地の適正な評価額を控除して得た額とする。)の100分の30(増設及び移転の場合は、100分の20)に相当する額を事業所用地取得補助金として交付する。 補助金の限度額は、4,500万円とする。ただし、増設及び移転にあっては、2,000万円とする。
補助金の申請	補助金を受けようとする事業者は、あらかじめ新設、増設又は移転しようとする事業所の施設ごとに市長に申請し、指定を受けなければならない。

【上記について詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

南さつま市役所 商工政策課 TEL 0993-53-2111

● 志布志市

■ 商工後継者技術習得助成事業補助金

目的	志布志市商工会(以下「本会」という)会員企業の従業員等の人材育成のため、実践的かつ体系的な研修の受講を支援することを目的としています。
対象者	① 個人会員及び事業に従事する家族従業員 ② 法人の役員及び従業員 ③ 会長が特に認めたもの
対象となる研修先	① 中小企業大学校((独)中小企業基盤整備機構) ② 技能開発センター等((独)雇用・能力開発機構) ③ その他公的な中小企業関連団体で、会長が認めたもの
対象となる研修期間	1日以上研修が対象になります。
助成金の申請と助成額	① 助成金の申請は、研修日の1週間前までに別紙「申請書」を本会にご提出下さい。 ② 助成金の金額は、受講料・旅費の2/3以下で、1企業につき3万円以内とします。但し、公的機関からこの研修に対して助成金の支給がある場合は、受講料からその支給金額を差し引いた金額と2/3の金額とのいずれか少ない金額とします。
報告	研修終了後、1週間以内に必要書類を添えて「研修終了報告書」により会長に報告しなければなりません。
助成金の請求及び支給	① 研修終了報告と同時に「請求書」により請求して下さい。 ② 確認のうえ助成金を支給します。
助成金支給の取消等	次のいずれかに該当する場合は、助成金の支給を取消または返還して頂きます。 ① 申請書に虚偽があるとき ② 受講者の都合で研修を終了できなかったとき ③ 申請者または受講者が本会の信用を傷つけ、または不名誉な行為をしたとき

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

志布志市役所 港湾商工課 TEL 099-474-1111

● 奄美市

■ 奄美市大島紬販路開拓資金融資

補助の目的	大島紬の販路開拓を進め、産地在庫の適正化を図るとともに、大島紬販売業者の経営の合理化とその安定を図るために必要な運転資金を融資することにより、大島紬の振興発展と産地体制の確立を促進することを目的とする。
融資対象	融資の対象は、次の要件を備える大島紬販売業者及び大島紬販売業を営む団体とする。 (1) 奄美市内に住所を有する者であること (2) 大島紬販売業を営み、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第

	185号)第3条に規定する組合であること (3) 前号に規定する組合の組合員(以下「組合員」という。)であること
転貸融資	組合員に対する融資は、組合の転貸により行うものとする
資金の使途	資金の使途は、新規販路の開拓事業、共販事業及び在庫調整に必要な運転資金並びに組合員の事業運営に必要な運転資金とする
融資の条件	<p>商工中金が行う融資の条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 融資の限度額 商工中金 7億7,500万円以内 (2) 融資期間 1年以内 (3) 利率 年1.875パーセント (4) 償還方法 一括又は分割償還 (5) 担保等 商工中金の定めるところによる</p> <p>商工中金を通じて組合が転貸により行う融資の条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 融資の限度額 1組合員当たり 2,000万円 (2) 融資期間 1年以内 (3) 利率 年2.375パーセント (4) 償還方法 一括又は分割償還 (5) 担保等 組合が指定する受取手形(商業手形の割引きを含む。)、不動産担保及び商品担保とする。</p>

■奄美市企業立地助成・奨励金等

目的	企業に対し、特に必要と認められる助成措置及び便宜供与を講じることにより、企業の育成及び誘致を促進し、もって奄美市産業の振興と雇用の増大を図ることを目的とする。
助成措置	<p>(1) 用地取得助成金の交付 企業施設の設置又は拡張若しくは移転に必要な土地の取得に要した経費に対する助成金の交付</p> <p>(2) 企業施設設置奨励金の支給 企業施設の建設に要した経費に対する奨励金の支給</p> <p>(3) 雇用奨励金の支給 新規地元雇用の雇用に対する奨励金の支給</p> <p>(4) 緑化奨励金の支給 緑化の整備に要した経費に対する奨励金の支給</p> <p>(5) 事業所賃借料助成金の支給 情報サービス施設設置のため事業所の賃借に要する経費に対する助成金の支給</p> <p>(6) 通信回線使用料助成金の支給 情報サービス施設において事業の用に供する通信回線使用料に対する助成金の支給</p> <p>(7) 研修助成金の支給 情報サービス施設において新たに雇用される地元雇用の研修に要する経費に対する助成金の支給</p>
申請の要件	<p>助成措置の申請をすることができる企業者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 企業の進出にあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <p>1. 企業用地を取得した日(分割して取得した場合にあつては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。)若しくは情報サービス施設の設置に当たり事業所を賃借した日から2年以内に操業を開始している者又は企業用地取得</p>

	<p>日前に市内で操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 企業の進出に伴う設備投資額(用地取得費を除く。)が2,000万円以上であること 3. 新規地元雇用者の数が企業の操業開始の日において8人以上であること 4. 鹿児島県公害防止条例(昭和46年鹿児島県条例第41号)その他法令に違反していないこと 5. 市の誘致企業として立地協定を締結し、当該協定に定める義務が履行されていること <p>(2) 企業の高度化にあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業の高度化に伴う操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者 2. 企業の高度化に伴う設備投資額(用地取得費を除く。)が1,500万円以上であること 3. 新規地元雇用者の数が企業の高度化に伴う操業開始の日において3人以上であること 4. 鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと 5. 市の育成企業として認定を受けていること <p>※用地取得助成金の交付申請をすることができる企業者は、企業用地を取得した日(分割して取得した場合にあつては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。)から2年以内に操業を開始している者又は企業用地取得日前に操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者とする。</p>
<p>助成措置の種別 助成金等の額</p>	<p>用地取得助成金 用地取得助成金の交付額は、次に掲げる額に10分の1を乗じて得た額のいずれか低い額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 企業が企業用地の取得に要した額及び当該企業用地の改修又は造成に要したものと市長が認めた額の合計額 (2) 企業の取得した企業用地の面積が当該企業用地に建設する建物の延べ面積に10分の50を乗じて得た面積を超える場合は、当該建物の延べ面積に10分の50を乗じて得た面積の取得額に相当する額 <p>用地取得助成金の交付額は、1,000万円を限度とする。</p> <p>企業施設設置奨励金 企業施設設置奨励金の支給額は、次に掲げる額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 企業施設のうち、水産養殖施設の設置又は拡張若しくは移転に必要な施設については、当該施設の面積(内陸部に設けた部分に限る)に1㎡当たり1万円を乗じて得た額 (2) 企業施設のうち、工場の設置又は拡張若しくは移転が必要な施設については、当該工場の床面積に1㎡当たり1万円を乗じて得た額 (3) 企業施設のうち、情報サービス施設及び研究開発施設(以下「研究所等」という。)の設置又は拡張若しくは移転が必要な施設については、当該研究所等の床面積に1㎡当たり3万円を乗じて得た額 <p>企業施設設置奨励金の支給額は、1,000万円を限度とする。</p> <p>雇用奨励金 雇用奨励金の支給額は、新規地元雇用者の数(※)に、12万円を乗じて得た額とする。ただし、地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)の規定により地域雇用開発助成金の支給対象となった新規地元雇用者の数を除くものとする。</p>

雇用奨励金の支給総額は、2,000 万円を限度とする。

※新規地元雇用の数とは、操業開始の日（操業開始の前日3月以内に雇用された者を含む。）から1年を経過した日までを初年度とし、3年度の初日までに雇用された者の数で、既に雇用奨励金の支給対象となった者の数を控除した数とする。

緑化奨励金

緑化奨励金の支給額は、次に掲げる額とする。

(1) 企業施設のうち、工場を主体とする企業にあつては、緑化面積1㎡当たり1,500円を乗じて得た額

(2) 企業施設のうち、研究所等を主体とする企業にあつては、緑化面積1㎡当たり3,000円を乗じて得た額

前項に規定する緑化奨励金の支給対象となる面積は、用地取得助成金の交付対象となる面積に10分の8を乗じて得た面積の範囲内とする。

緑化奨励金の支給額は、300万円を限度とする。

事業所賃借料助成金

事業所賃借料助成金の支給額は、情報サービス施設設置のための事業所の賃借に要した費用から敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除いた額の4分の1に相当する額とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した費用に限る。

通信回線使用料助成金

通信回線使用料助成金の支給額は、情報サービス施設において事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の4分の1に相当する額とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した経費に限る。

研修助成金

研修助成金の支給額は、情報サービス施設において新規地元雇用者に対する研修に要した費用として、新たに雇用される1人につき5万円を上限とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した経費に限る。

(研修等助成金の合計額)

支給される助成金の1年間の合計額は、1,500万円を限度とし、かつ、支給総額は、4,500万円を上限とする。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

奄美市役所 産業振興部 商水情報課 TEL 0997-52-1111(内線 1424)

● 垂水市

■中小企業等への融資・助成・補助制度

融資制度については下記連絡先にお電話等でお問い合わせください。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

垂水市役所 商工観光課 TEL 0994-32-1111（内線 266）

● 南九州市

■商工振興資金利子補給補助金

○目的

市内商工業者の経営の安定のため、制度資金の借入者に対し、利子補給補助金を交付することにより、商工業の育成及び振興を図ることを目的とする。

○補助対象者

次の各号のすべてを満たしている者とする。

- (1) 市内に1年以上継続して住所又は事業所を有している中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者で、市内の商工会に加入していること。
- (2) 商工会の金融斡旋に基づくこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

○補助対象となる制度資金

次の各号に掲げる制度資金で、借入期間が3年以上の事業資金とする。ただし、借換えに相当する借入額は、対象としない。

- (1) 鹿児島県中小企業制度資金
- (2) 日本政策金融公庫制度資金
- (3) 商工貯蓄共済融資制度資金

○補助率及び交付限度額

補助率 利子補給 借入金額の1.5%以内
補助限度額 30万円

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

南九州市役所 総務部商工観光課 TEL 0993-83-2511（内線 2061） FAX 0993-83-4658

● 始良市

■ 商工業育成資金補給制度

○ 目的

市内の商工業者が、事業に必要な設備を整備するため、長期的な資金を金融機関から借り入れたことに対し、商工会を通じて申請し一年に限り補給補助金の交付を受けられます。

対象設備は店舗改装・機械備品(車両は除く)の購入等事業経営に必要な設備(用地費は除き、造成費は対象とする)をいいます。ただし住居部分については対象外とします。

対象資金は、商工会の金融あっせんに基づくもので、県制度資金の設備資金、国民金融公庫の普通貸付設備資金とし、補給対象事業の1件当たりの最高限度額を3,000万円とし、返済期間5年以上のものとし、補給率は補給対象事業額の2パーセントとします。

○ 対象事業者

- (1) 市内に6か月以上継続して住所及び事業所を有している
- (2) 商工業者である
- (3) 市税を完納している世帯

○ 申請

商工会を通しての申請

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

始良市役所 商工観光課 商工観光係 TEL 0995-66-3111 (内線 282)

■ 企業誘致と優遇制度

○ 目的

一定の要件を満たし始良市に立地した企業へ、用地取得額及び地元雇用者数に応じて、補助金が交付されます。

○ 始良市企業立地促進条例

補助金内容	要件等
① 用地取得費補助金 土地取得費の30%以内 (限度額) 雇用者数5人以上20人未満 2,000万円 雇用者数20人以上50人未満 3,000万円 雇用者数50人以上 6,000万円	① 工業生産施設等に供する新たな土地を取得し、当該施設用地に工業生産施設等を新設、増設又は移転した事業者及びリース業者 ② 用地取得面積が1,500㎡以上で用地取得後3年以内の操業開始
② 雇用促進補助金 地元雇用者数×20万円 地元雇用者が障害者であるときは10万円加算 (限度額) 500万円	③ 雇用者5人以上 ④ 市との立地協定の締結 ⑤ 建設及び操業にあたって、公害防止に関する法令等その他関係法令等に違反していないこと。

○固定資産税の減免等の措置

製造業等の用に供する生産設備等を新設又は増設した場合は、固定資産税の減免・課税免除の適用が受けられます。

○始良市工業開発促進条例

固定資産税の減免等	対象業種	設備等の取得価格（要件）
市内全域 固定資産税の減免 1年度 100/100 2年度 100/80 3年度 100/60	市内全域 製造業、道路貨物運送業、 倉庫業、こん包業、卸売 業、試験研究設備	市内全域 製造業 2,500万円 流通業 3,000万円 研究開発施設 5,000万円
過疎地域 3年間の課税免除	過疎地域 製造業、コールセンター	過疎地域 2,700万円

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

始良市役所 商工観光課 企業振興係 TEL 0995-66-3111（内線 283）

● さつま町

■ さつま町特定中小企業緊急保証制度利子補給金

趣旨	原油・原材料価格の高騰の影響を受けて売上高等が減少し、緊急保証制度資金の融資を受けた町内の中小企業者の経営の安定を図るため、当該融資に係る利子の一部を補給する
対象者	平成 20 年 10 月 31 日から、平成 23 年 3 月 31 日までに中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 4 項第 5 号の規定による認定を受けた中小企業者及び組合で、町内に 1 年以上住所又は事業所を有し、引き続き同一事業を営む中小企業等で、町税等を完納しているもの
対象利子	毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間において、償還する場合に支払う利子（延滞利子は含まない。）
利子補給率	1.5%以内
限度額	40 万円

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

さつま町役場 商工観光課 TEL 0996-53-1111(内線 2242) FAX 0996-52-3514

2010年版 中小企業白書事例集

中小企業がごしま（6月号）で、2010年版中小企業白書の概要を紹介しましたが、本誌では厳しい経済情勢の下、環境・エネルギー制約への対応、少子高齢化時代の新事業展開等に取り組んでいる25事例について紹介します。

この記事は中小企業庁が発表した「中小企業白書」を参考に作成しています。「中小企業白書」の全文は、中小企業庁ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html>)に掲載されています。

—事例—

01

地域資源を活用した商品開発で需要を創出する企業

広島県呉市の有限会社瀬戸鉄工（従業員 28名、資本金 1,000 万円）は、食品製造及び樹脂成形を行う企業である。

1970年の設立当初は、主として自動車メーカーや弱電メーカーの樹脂の成形加工及びプレス加工を行っていた。同社が食品事業に参入したきっかけは、約 20 年前に瀬戸敏秀前社長が「地元の小学生がサッカーボールを蹴って骨が折れた。」という新聞記事を目にしたことである。記事を読んだ瀬戸前社長は、骨が丈夫になるカルシウムを子どもに摂取させるために、地元の瀬戸内海のいりこを利用することを思いついた。そこで、同社のプレス加工装置を使っていりを加熱・加圧すると、サクサク食べられる煎餅ができあがったため、地元の小学校に無償で配布した。当初は商品化する予定はなかったが、小学生及び保護者から大きな反響があったことから、商品化を決断した。

同社は、その後技術開発に積極的に取り組み、プレス加工技術を応用した乾燥食品焼成装置を開発し、特許を取得した。同装置で製造された煎餅は、[1] 衛生面が優れている、[2] 水分含有量が少なく長期保存できる、[3] 簡単に食べられる、[4] 加熱による栄養の損失がないという特長がある。同社には、不景気でも、高齢化の進行や高まる健康志向を背景に、地域資源の利用方法に悩んでいた、未利用な素材を活用して廃棄に困っているものを活かして付加

価値を創出したいと考える地元商工会や各地の調味料メーカー、小売店等から提携の依頼が殺到している。

同社は、今後も地域資源を活かして販路開拓を行いたいと考えている。同社の瀬戸勝尋社長は、「付加価値を付け、差別化を図れる商品開発のアイデアを販売先にいかに分かりやすくプレゼンテーションするかが、需要創出のきっかけである。」と話す。



いりこを利用した煎餅

—事例—

02

経済危機の中で雇用維持に努めている企業

愛知県豊橋市の株式会社樹研工業（従業員 60名、資本金 7,900 万円）は、プラスチック製の小型精密部品を製造する企業である。同社は加工技術に優れており、世界最小規模の 100 万分の 1 グラム、直径 0.149 ミリメートルの歯車等の製造も可能としている。

同社の売上は、携帯電話やデジタルカメラ等の精密機械部品が 8 割、自動車部品が 2 割を占

めるが、自動車部品の一部がゼネラルモーターズのスピードメーターの部品であったため、リーマン・ショック後に受注が減少した。しかし、同社は、強固な財務体質を有しており、雇用調整を行う必要がなかった。

こうした強固な財務体質は、同社の松浦元男社長が松下幸之助の「手形は切るな、身の丈にあった経営をしろ。」という話をラジオで聞き、手形取引を止めることを決断したことから始まった。少額の手形取引から徐々に止めていき、現在は、全手形取引を廃止している。この結果、同社の自己資本比率は5割を超え、仮に売上が7~8割減でも4~5年、5割減でも10年は経営できる財務体質となった。

松浦社長は、「従業員に安心を与え、希望を持って仕事できる職場づくりを行うことが経営者の責任であり、毎月給料を払うこと、解雇はしないこと、毎年の定期昇給が重要。」と話す。同社に定年は無く、60歳、70歳といった従業員も若手社員と同じように毎年昇給している。

こうした従業員が安心感と希望を持って仕事に臨める職場環境が、従業員の意欲を向上させ、より付加価値の高い製品を生み出すことを可能にしている。

—事例—

03

緊急保証制度及びセーフティネット貸付を利用して資金繰りを改善させた企業

佐賀県三養基郡の田口電機工業株式会社（従業員50名、資本金3,000万円）は、電気、合金、無電解、複合、電鑄の各種めっき加工やアルマイト処理、化成処理、研磨加工等、表面処理全般を行う企業である。同社は、50種類以上のめっき加工の技術を有することから「めっきのデパート」と呼ばれ、多数の企業と取引している。同社の売上は、半導体関連が4割、自動車関連が2割、その他の弱電やめっき関連が4割を占める。リーマン・ショック前は、九州の半導体産業と自動車産業が好調だったこともあり、同社は売上が順調に伸ばし、2008年6月に第2工場を増設した。しかし、リーマン・ショック後に同社の受注量は減少し、第2工場の増設による資金面の不安が生じたことから、

資金繰りを改善するために緊急保証制度を利用して借入を行うこととした。同社は、リーマン・ショック前の業績が好調であったため、金融機関から緊急保証制度の利用の打診があり、同社の田口英信社長は、「好況期に利益を確保したことが、不況期に資金を調達することに役立った。」と語る。さらに、(株)日本政策金融公庫のセーフティネット貸付も利用して、十分な資金を確保した。

同社は、原材料費の見直し等の費用削減や業務の効率化にも取り組み、売上が回復すれば利益を確保できる体制づくりを行っている。また、ナノテクノロジーによる技術開発にも取り組むなど、将来の市場開拓に向けて準備しており、景気回復に向けて万全を尽くしている。

—事例—

04

中小企業緊急雇用安定助成金を活用し、経済危機に対応した企業

石川県白山市の共和産業株式会社（従業員270名、資本金8,400万円）は、建設機械や農業機械等の運転席の専門メーカーである。同社は、普段から取引先を訪問する際、現場や在庫の様子等を観察しており、リーマン・ショック後も比較的早く出荷量の減少を察知したが、その速度が予想以上に急激であり、工場の稼働を制限せざるを得ない状況に陥った。

こうした中、主要取引先の一つである大手建設機械メーカーから、「中小企業緊急雇用安定助成金を活用して教育訓練を実施しないか。」との話があった。同社は、以前から在庫管理や工程管理、従業員教育等の必要性を感じていたこともあり、大手建設機械メーカーの話に応じる形で中小企業緊急雇用安定助成金を申請して教育訓練を実施した。また、中小企業団体中央会等が実施する研修へ社員を派遣するなど、より効果的な教育訓練体系を構築した。こうした取組により従業員の意識が変化し、会社全体の意識の向上につながった。

同社は、中小企業緊急雇用安定助成金の利用が「教育訓練による従業員の意識の向上につながる良い契機になった。」と今回の景気後退を前向きに捉えている。中小企業緊急雇用安定助成金が有効に活用された例であるといえよう。

地域魅力発見バスツアーから雇用を創出した企業

大阪府八尾市の株式会社レザック（従業員66名、資本金5,000万円）は、抜型業務の自動化・合理化を図るための総合的な抜型製造システムを自社にて開発・製造・販売・保守を行う企業である。同社は、「次世代技術に意欲的に挑戦すること」を理念に掲げ、80件あまりの特許を取得しているが、発明を奨励し研究者の意欲を向上させるために、発明の提案制度と報奨制度を設けている。同社の取扱商品はCADシステムを始めレーザー加工機等の各種自動機（注）であり、その国内販売シェアは60～70%を占める。また、欧米・アジアを中心に国外にも広く販売している。

同社は、不況期ほど優秀な人材が獲得できる時はないと考え、人材確保を積極的に行っている。2009年8月には、中小企業と求職者をマッチングさせる「人材橋わたし事業」の一環として経済産業省が実施している「地域魅力発見バスツアー」を受け入れ、その参加者から入社希望があり、9月に1名を採用し、同バスツアーの第1号の成果となった。同社は、2009年度に本件も含めて8名を採用し、2010年度の新卒者では6名を採用予定である。同社の柳本忠二社長は、「今のうちに他の費用を削減してでも人材確保に費用を配分したい。」と考えており、今後も優秀な人材の確保に取り組んでいく方針である。

（注）各種包装、真空形成品等の箱を製作するための刃型を製作できる自動機。



バスツアー参加者への社内案内

創業以来、営業担当者を置かず、高度な技術により、全国から注文を受ける企業

東京都大田区の株式会社上島熱処理工業所（従業員45名、資本金1,000万円）は、高速工具鋼（注）製の切削工具やプレス金型等の人手がかかり高度な技術や技能を必要とする特注の熱処理を得意とする企業である。

同社は、高度な技能者集団を有しており、従業員のうち2人が「黄綬褒章」を受章した「現代の名工」であるほか、8人が「特級熱処理技能士」の資格を保有し、従業員の大半が1級又は2級の技能士である。また、熟練工2人が「東京マイスター（東京都優秀技能者）」に認定されている。

同社は、創業以来、営業担当者を置いていないが、その高い技術力を活かして、「難しい熱処理は上島に頼め。」と、全国から注文を受けるようになった。同社の上島秀美社長は「国宝級の技能と言われているが、その人に偏った技能ではない。熱処理はチームワークで行うため、一人一人の技能が重要となり、年齢のバランスも重要となる。」と語る。最近では、大学を卒業した技術者や大企業で定年退職した技術者も増加しており、高度な技術相談にも対応できる体制を整えている。また、社員には技能の習得のみならず、社内外の講習会に参加させることにより理論を習得させており、幅広い人材確保と多様な人材育成により、高度な技能を次世代に引き継いでいこうとしている。

（注）ハイス鋼とも呼ばれ、金属加工に用いられる刃物、治具、金型等の材料である工具鋼の高湿下での耐軟化性の低さを補い、より高速な金属材料の切削を可能にする工具の材料とするために開発された鋼をいう。

（注）ハイス鋼とも呼ばれ、金属加工に用いられる刃物、治具、金型等の材料である工具鋼の高湿下での耐軟化性の低さを補い、より高速な金属材料の切削を可能にする工具の材料とするために開発された鋼をいう。



熱処理を行う技術者

国の施策を有効活用し、危機を乗り越え、トヨタ自動車株式会社との直接契約を勝ち取った企業

静岡県浜松市の國本工業株式会社（従業員61名、資本金2,000万円）は、1960年創業の自動二輪車や自動車の部品関連のパイプ加工等を行う企業である。

地元大手企業の下請として、自動二輪車部品関連のパイプ加工を主な事業としていたが、自動二輪車製造の国外移転が進む中、取引先で親しくしている企業の紹介で、自動車部品関連の仕事始めた。

自動二輪車部品のパイプ加工から自動車部品のパイプ加工へと生産をシフトさせていく中、2002年には中小企業の創造的事業活動の促進に関する特別措置法の認定を受け、国の支援の下、パイプ加工に特化して、加工技術を追求させていった。

静岡県の外郭団体である（財）しずおか産業創造機構から、トヨタ自動車株式会社主催の「静岡県中小企業新技術新工法展示会」への出展を薦められて出品したことをきっかけに、トヨタ自動車株式会社にパイプ加工の技術力を認められ、直接契約を結ぶに至り、同社の國本幸孝社長は自社を「シンデレラカンパニー」と表現している。現在では、「レクサス LS600h」のプラグチューブの製造も任されている。

同社は、「未来への勝ち残り」を合言葉に、技術力の追求と同時に徹底した費用管理も行っており、リーマン・ショック以降の厳しい経済情勢の中でも、黒字経営を維持している。



「エンジン点火プラグ部品」「レクサスLS600h」

地元企業160社とのネットワークを活かし、柔軟な受注体制の構築に成功した企業

大阪府東大阪市の株式会社中農製作所（従業員50名、資本金1,200万円）は、1949年の創業以来、切削加工を行う企業である。

同社は、東大阪市という地の利を活かし、160社の企業とネットワークによって、素材調達、精密機械加工、熱処理、表面処理、組立まで一貫した受注生産を可能にしている。また、同社は、固有技術、生産技術により特注品から汎用品の生産まで幅広い生産体制を築いている。

顧客の需要が多様化する中、広げてきた取引先とのネットワークを用いて、他社の協力を得ながら自社単独で対応できない技術や納期等の注文に対応している。

同社の中農康久社長は、「東大阪市では、多くの企業が営業部門を持たず、来る仕事をこなしている状況であり、東大阪市としてPRや営業力を高めていかないといけない。そのためには、当社のように自社で営業部門を独自に確保できるような規模の企業を、コア企業として受注力を高め、受注した案件を営業力のない小規模零細の企業に割り振るといったような仕組みを充実させることが重要ではないか。」と語る。



地元企業と協力して製造した多種多様な製品群

大田区がタイに創った中小製造業集積

タイ東部チョンブリー県のアマタ・ナコーン工業団地は、タイのアマタ・グループが運営する総面積2,400ヘクタールにも及ぶ巨大な産業集積であり、タイ全土のGDPの3%を生み出している。約500社の工場が建ち並び、そのうち日系企業が300社以上を占める。また、空港から車で1時間、主要自動車メーカーも1時間

圏内に集中しているなど、インフラが整備されている。このアマタ・ナコーン工業団地の一面にオオタ・テクノ・パークがある。

オオタ・テクノ・パークは大田区が地方公共団体として初めて国外に設けた集合工場であり、(財)大田区産業振興協会が実施した海外見本市がきっかけで大田区を知ったアマタ・グループの会長が自国の工業振興のために誘致を決断し、「中小企業も国際化を図らないと仕事の拡大が見込めない。」と考えていた大田区の意向と合致したことによって2006年6月に建設が実現した。オオタ・テクノ・パークは、

[1] 日本人担当者による日本語での会計、法務、物流、住居等の様々な分野における直接・間接的なサポート、[2] 初期投資を行うことなしに会議室等の共有設備を使用できるサービス、[3] 20年に及ぶ工業団地開発運営によるアマタ社の経験、[4] 一般的な賃貸工場よりも小さな規模で始められる理想的な環境、[5] アマタ・ナコーン入居企業500社以上の集積による新規顧客や取引先の可能性といった様々な優位性を有している。当初は、大田区に本社機能を有する中小企業という入居条件を課していたが、現在では、日本に本社機能を有する中小企業であれば入居可能として条件を緩和している。また、日本企業が工場内に集まることによって国外においても国内における集積地同様、日常の情報交換等の日本人ネットワークを形成することが可能となっている。このオオタ・テクノ・パークのような集積は、海外展開を考える中小企業にとって非常に魅力的な選択肢であるといえる。



オオタ・テクノ・パークの入居企業

—事例—

10

モノ作りのまちを守るため、今までにない新たなネットワークを模索する異業種交流のためにつくられた企業

大阪府東大阪市の株式会社ロダン 21（従業員5名、資本金1,230万円）は、異業種の企業が交流を行う場を提供し、新商品の開発への取組を支援する企業である。

ゴムパッキンの製造を行う株式会社シナガワの品川隆幸社長が、1997年に東大阪市が行った異業種の融合化を促進する事業の公募に、応募したことがきっかけとなって、有志13社が結集し、1999年に設立し、2001年に株式会社化した。

「1970年頃、当時は地価も安かった。地方から出てきて起業する『同類』も多いし、仲間も作れるだろう」と、東大阪市を選び株式会社シナガワを創業した品川社長であったが、集積を支える小規模な企業の廃業の増加や企業同士のつながりが薄れていくことに危機感を覚え、「自らが企業のネットワーク化を行っていかねばいけない。」と考えた。東大阪市にも周囲の企業のコーディネイト役を担う企業は存在するが、自社の利益に適うことが前提であり、「異業種の企業をコーディネイトし、新しいモノを創っていこう。」という理念の企業はこれまで存在しなかった。

現在までに、食用のり会社からの依頼で、回転ずしの軍艦巻きに使用するのりの裁断と包装を行う業務用機械や盗難やいたずら防止のための固定ボルト用のキャップ等のヒット商品を開発している。

こうした成功により、設立時は10数社に過ぎなかった会員企業が現在は300社を超え、大阪府外の企業も名を連ねるまでになった。



盗難やいたずら防止のための固定ボトル用のキャップ

—事例—

11

高い環境理念の下、様々な省エネ機器導入により効果をあげている企業

岩手県盛岡市の株式会社兼平製麺所（従業員150名、資本金8,800万円）は、盛岡冷麺、わんこそば、じゃじゃ麺等の地元の特産麺から、中華麺、そば、うどん等の一般の麺やコンビニエンスストア向けの調理麺まで幅広く製造する企業である。

同社の兼平賀章代表取締役専務は、「中小企業であっても、企業として地球温暖化対策に取り組むことは、本来業務に取り組むことと同等の責務がある。」との理念を掲げ、2005年にISO14001の認証を取得し、2006年に環境省の「自主参加型国内排出量取引制度」に北東北で初めて参加するなど、積極的な環境経営に取り組んでいる。

同社は、大量の蒸気を利用するゆで麺製造工程での環境負荷低減に取り組み、木屑ボイラーに目を付けた。2006年には、岩手県の支援もあり製材端材や建築廃材等を利用した木質チップを燃料とする木屑ボイラーの導入により、A重油からバイオマスへの燃料転換を行い、工場全体の約6割の二酸化炭素排出量を削減した。エネルギー価格が高止まる中、費用削減にもつながっており、導入から4年間で投資費用を回収できると試算する。

2007年には、木屑ボイラーで発生した蒸気の減圧プロセスにも着目し、その圧力差を活用して少量の蒸気でも発電可能な小型のスクリー式蒸気発電機を導入した。同発電機は、中小工場では未利用の場合が多い蒸気エネルギーを活用でき、ボイラーの減圧弁があれば導入

可能であるため、同社は、導入の経験を広く伝えることで社会に貢献したいという。

さらに、同社は、天ぷら油の廃油を精製する機械を導入し、取引業者や従業員の家庭から出る廃油を回収・精製して、バイオディーゼル燃料として発電機や営業車の燃料にする取組も行っている。

今後は、排水処理設備の導入も検討しており、積極的な取組は更に幅を広げそうだ。



普及が期待される小型で汎用性の高いスクリー式蒸気発電機

—事例—

12

国内クレジット制度を活用して省エネに取り組む企業

大分県玖珠郡の有限会社メルヘンローズ（従業員14名、資本金2,830万円）は、バラ生産業を営む企業である。同社では、小畑和敏代表取締役の号令の下、国際化の中の生き残り戦略として、環境に配慮したバラ栽培や国内クレジット制度の活用を行うなど、積極的な環境経営に取り組んでいる。

こうした中、同社は、近年の燃料価格高騰や二酸化炭素排出量低減の動きから温室の暖房用の重油ボイラーの更新を検討し、加温・冷却・除湿機能により、ハウス内環境をバラ生産に適した状態に保つことができ、収支計算でも有利となるヒートポンプを採用して、2009年度には、導入前の2002年度と比較して年間約1,400トン、約60%の二酸化炭素排出量を削減した。この際に、機器の提案、製造元の紹介を行ったのが、東京都港区の昭光通商株式会社（従業員301名、資本金80億2,179万円）である。

この結果、昭光通商株式会社は、有限会社メ

ルヘンローズから、園芸用ヒートポンプの開発・導入による176トンの二酸化炭素排出権を取得した。同排出権は、国内クレジット制度に基づくもので、2008年12月3日～2009年3月31日までの二酸化炭素排出量削減実績値について、農業分野で初めて認証された。有限会社メルヘンローズでは、事業の終期である2012年度まで国内クレジットの取引を継続的に行い、その収入を設備の維持費等に充てる予定である。

有限会社メルヘンローズの森宗一氏は、「当初は、申請手続や二酸化炭素排出削減量の厳密な測定等、様々な不安があったが、地元の玖珠九重農業協同組合の支援や全国農業協同組合連合会の排出量モニタリング支援等により、助かった。費用も削減できたが、農業分野での二酸化炭素排出量の削減の先駆けになれたことが嬉しい。この制度が全国に普及してほしい。」と話す。



バラ栽培のためのヒートポンプによる加湿・冷却・除湿用装置

—事例—

13

太陽熱、廃油、バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用した設備機器の開発に積極的に取り組む企業

鹿児島県鹿児島市の富士エネルギー株式会社（従業員16名、資本金1,000万円）は、再生可能エネルギーを活用した設備機器の開発・製造を行う企業である。

同社は、高効率の真空管ソーラーシステム「Fuji ヒートP・SOLAR」を開発・製造し、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構の「地域新エネルギー導入促進事業」や「太陽熱高度利用システムフィールドテスト事業」等の支援を

受けた企業等において同製品が導入される事例が増えており、第14回「新エネ大賞」の新エネルギー財団会長賞を受賞した。

また、太陽熱だけでなく、廃油活用やバイオマスエネルギー開発にも力を入れており、同社が開発した廃油清浄・燃料化装置「Fuji Oil・エコチェンジャー」は主力製品の一つになっている。現在は、「牛脂から新しいバイオマスエネルギーを作れないか」という発想が、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構の「新エネルギーベンチャー技術革新事業」に採択されて、動物性固形油脂燃料化装置の開発に取り組んでいる。

同社の亘元明社長は、「中小企業が成長するためには、積極的に新しいことに取り組んでいかなければならない。環境産業はこれから成長していく分野であり、中小企業にもチャンスがあると思う。」と、今後もグリーン・イノベーションに積極的に取り組んでいく意向である。また、事業拡大のために人材育成と雇用拡大に注力するとともに、「環境事業を行う企業として、循環型社会の実現に向けて模範となるべきである。」との考えから、2009年に鹿児島県日置市に循環型モデル工場とテクノ研究センターを設立・稼働している。



高効率の真空管ソーラーシステム「Fuji ヒートP・SOLAR」

二酸化炭素排出量の低減に資する竹繊維食器の開発・製造に取り組む企業

大阪府大阪市の株式会社岩本金属製作所（従業員 8 名、資本金 1,000 万円）は、学校給食用食器等を開発・製造する企業である。

同社は、「本業の技術を活かして、環境改善や地域社会に貢献したい。」という岩本和倫社長の考えから、放置竹林を有効活用して竹繊維食器を開発した。当初は、成型に苦労したが、トウモロコシ由来のポリ乳酸を接着剤として添加することで成功した。この製品は、植物由来の原材料を使用することから、カーボンニュートラル（排出される二酸化炭素の量を吸収される二酸化炭素の量で相殺できる）であるため、二酸化炭素排出量の削減につながる。原料の採取から製品の廃棄までの二酸化炭素排出量を数値化するライフサイクルアセスメント（LCA）によると、ポリカーボネート（プラスチックの一種）を原料とする場合と比較して、約 65% の二酸化炭素排出量が削減できることになる。

現在、放置竹林対策を行う福岡県八女市立花町から竹材を調達しており、同町の小中学校 8 校への納入実績がある。全国の地方公共団体からの注目も集まっており、導入に関する相談も増えている。

同社の岩本社長は、「学校給食用食器の製造に長年携わってきており、児童の環境教育の役に立てれば嬉しい。地域社会への貢献にもつながるので、全国の学校へ竹繊維食器を広めたい。」と話し、二酸化炭素排出量の低減に資する竹繊維食器の普及に力を入れている。



二酸化炭素排出量の低減に資する竹繊維食器

未利用熱を有効活用するヒートポンプ冷暖房給湯システムの技術開発に取り組む企業

愛知県名古屋市のゼネラルヒートポンプ工業株式会社（従業員 30 名、資本金 5,000 万円）は、主に各種のヒートポンプ冷暖房給湯システムを製造・販売する企業である。

ヒートポンプとは、熱媒体をいったん膨張させて低い温度にして外気等から熱を汲み取り、それを圧縮・加温することにより汲み取った熱を暖房や給湯等に有効利用する仕組みである。ヒートポンプは、従来から外気熱源のものがエアコン等の冷暖房用途で利用されてきたが、

[1] 温泉排湯や工場排熱、地中熱等の未利用熱を外気より条件の良い熱源として有効活用できること、[2] エネルギーの使用方法として熱移動のための動力（主に圧縮用）に用いた方が電気をヒーター等で直接熱に変換して利用するよりも効率が良いこと（3～6 倍）、[3] この効率向上が近年著しく進展していることから、冷暖房用に加えて給湯用やプロセス加温等のより高温域における加熱用の新たな省エネ技術として注目されている。

同社の柴敏明専務取締役は、「当社は、ヒートポンプによる給湯システムの製造・販売及び大学や電力会社との共同研究開発等に力を入れ、多様な熱源の活用を進めるとともに、中小企業としての柔軟性を活かし、様々なお客様の多様な熱需要に対応してきた。こうした取組が評価されて、多くの業種で導入・活用され、表彰や賞を頂いている。今後は、寒冷地や産業用等でも積極的な技術開発や普及に努めたい。」としている。



屋上に設置された排熱回収型ヒートポンプ（左）と貯湯槽（右）

病児保育に取り組み仕事と家庭の両立を支える法人

東京都新宿区の特定非営利活動法人フローレンス（従業員 70 名）は、病児保育という社会問題の解決を目指す法人である。同法人の駒崎弘樹代表理事は、ベビーシッターである母より、子どもの病気で会社を休んだために解雇された女性がいることを聞き、2005 年に働く家庭をサポートするために病児保育事業を開始した。現在では、東京 23 区と千葉県浦安市で事業を展開しており、1 日約 20 件の会員からの病児保育のニーズに確実に対応している。

同事業の特徴は、[1] 施設を持たずに「こどもレスキュー隊」という保育スタッフが病児のもとに駆けつけること、[2] 地域の小児科との連携による医療機関の支援体制があること、[3] 月会費制で積み立てた資金から病児保育に必要な経費をまかなう「共済型」の仕組みを採用していることが挙げられる。同事業の利用者は、当日朝 8 時までには依頼すれば 1 時間以内に確実に支援を受けることができ、1 人の子どもに保育スタッフ 1 人が派遣されるため安心感がある。

同法人の社員には、子育てを経験した主婦が多く、週 2 日程度からフルタイムまでの多様な働き方を選択している。また、病児保育が無かったため苦勞した人も多く、同事業に参加することで仕事と子育てが両立できる社会の実現に貢献していきたいと考えている。

同法人の駒崎代表理事は、「病児保育が当然の社会インフラになると同時に、企業での働き方が変わることによって『子育てと仕事の両立なんて当たり前』という社会が実現できる。国民全体が働き方を変え、日本を変えていくことが必要だ。」と話す。このような取組に対する政策的な後押しも重要と考えられる。



病児保育の様子

育児経験をヒントに少子化時代のビジネスで成功した企業

静岡県静岡市の北極しろくま堂有限会社（従業員 13 名、資本金 300 万円）は、だっことおんぶの用具に関する専門会社である。同社の園田正世社長は、自らの育児経験から、アメリカのだっこひも「スリング」の良さに気づき、個人輸入でネット販売を始め、その後、日本人の体型や日本の気候を考慮して、母親の肩や腰の負担を軽減し、寒暖の差に対応できるように素材を工夫した、同社独自のだっこひも「キュットミー！」を開発した。

母親にとって初めての子育ては不安が多いが、赤ちゃんの顔を見れば不安が取り除かれる。同社の園田社長は、問題解決のためには密着するようなおんぶやだっこが必要だと説く。同社のだっこひもを使うと赤ちゃんに密着してだっこできるために、赤ちゃんも安心して育ち、成長を促すことになる。

現在では、多くの大手百貨店で同社のだっこひもが取り扱われるようになり、雑誌やテレビでも頻繁に取り上げられるようになった。こうした育児経験をヒントにしたビジネス展開が評価され、2005 年に日本商工会議所「女性起業家大賞」の最優秀賞を受賞した。2010 年には「特定非営利活動法人だっことおんぶの研究所」を設立して、赤ちゃんをだっこやおんぶをすることの啓発と普及活動に努めていく方針である。



だっこひもの使用例

高齢者を活用したビジネスモデルを構築した企業

東京都千代田区の株式会社高齢社（従業員19名、資本金1,000万円）は、定年退職者を登録し企業に派遣する、高齢者が運営する人材派遣会社である。同社の上田研二会長は、定年退職者に「働く場」と「生きがい」を提供したいと思い、2000年に62歳で同社を設立した。同社の2010年1月末の登録者数は361名と、設立当初の約14倍に到達しており、事業は順調に拡大している。こうした取組は、日本で生まれた高齢化社会を勝ち抜くビジネスモデルとして、国外の報道機関や研究所からも注目されている。

同社の強みは、高齢者が有する経験や技能を企業に魅力的に売り込む営業力にある。定年を迎えた高齢者が、豊富な経験と実績があることや自由に時間が使えるため柔軟性が高いことなどをうまくアピールして、仕事を確保する。こうして、同社は、これまで63業務を受託した実績を持つ。同社の上田会長は、「今後は、高齢者が働くための労働環境の整備や高齢の女性が働く機会の拡大などに精力的に取り組んでいきたい。」と話す。



高齢者による作業風景

ワーク・ライフ・バランスの推進で優秀な人材を確保している企業

東京都渋谷区の株式会社トライアンフ（従業員80名、資本金3,000万円）は、採用代行サービスを中心に、短期間に業績を拡大してきた人事コンサルティング会社である。同社は、コ

ンサルティング事業を拡大するために必要な優秀な人材を確保するために、ワーク・ライフ・バランスを促進するための様々な取組を行っている。

例えば、毎週水曜日は「パパの日」としており、幼児期の子どもがいる男性社員は午後4時で退社し、残業や寄り道等は罰金が課せられる。同制度は、男性社員が家族団らんの時間を持つために実施しており、仕事に対する家族の理解が得られることで、社員の意欲にプラスの効果をもたらしている。また、同社には、子ども用のおもちゃやビデオが用意されている「社内キッズルーム」が設置されている。子どものいる社員は、いつでも社内キッズルームに子どもを連れてくることができ、子どもがいない社員も子どもに暖かく接している。

同社のこれらの取組は、社員同士の助け合いで職場の人間関係のきずなが強まることにより、社員の満足度や生産性の向上につながっている。



社内キッズルーム

高齢者需要の拡大が期待できる分野に進出している企業

富山県富山市の朝日建設株式会社（従業員77名、資本金4,500万円）は、主に道路舗装工事等を手掛ける建設会社である。同社は、2003年に子会社を設立し、高齢者介護施設「あさひホーム」を開設した。施設を建築する際に、同社の林和夫社長が母親を9年間介護した経験を活かし、機械浴を廃したヒノキ風呂、採光のために障子紙を貼った居室の扉や廊下のトップライト、ショートステイ及びグループホー

ムともに9畳の個室、24時間全館暖房の効いたヒノキの床等、細部にこだわった。もちろん、介護の専門家のアドバイスを参考に、入浴介助しやすい浴室・浴槽、床段差の解消、お年寄りの体型に合った高さの椅子やテーブル、介助しやすい車椅子用トイレ等、介護者に求められる機能の充実にも努めている。2006年には、2か所目の高齢者介護施設となる「あさひホーム吉作」を開設した。減価償却費の負担や介護スタッフの不足といった課題を抱えるが、業績は今期黒字に転じる見通しである。

同社の林社長は、「介護保険法により介護報酬が一律に定められているため、良いサービスを提供すればするほど採算が厳しくなり、介護職員の給料を大幅に向上させる余裕はないが、利益が出れば職員に還元したい。そして、介護に必要な共感力、協調性、向上心を有する人材の採用・育成に一層力を入れ、利用されるお年寄りが幸せな時間を過ごされるように努めたい。」と話す。



あさひホームでの利用者の様子

の葬儀の価格透明性を高める仕組みが評判となり、顧客の要望に応じて、墓石選びを支援するサービス、社葬に精通した葬儀社を紹介するサービス、妊娠・出産・育児を支援するサービスを順次立ち上げた。現在では、葬儀の支援サービスが年間約700件に成長している。

同社では、こうした新しいサービスを生み出していくために「自分で考えて行動できる人」を重視しており、必要な人材を確保するために独自のインターンシップ制度を実施している。具体的には、日当3千円で週3日以上（1日4時間以上）働ける大学生を6か月間正社員と同様に扱い、責任ある仕事を任せて、そのやりがいや同僚とのチームワーク等を体験してもらった上で、意欲ある人に入社してもらおう仕組みで、創業時から累計で15名のインターンを受け入れてきた。同社の下元社長は、長期間のインターンシップにこだわる理由として、「もちろん、採用時のミスマッチを防ぐ意味もあるが、それ以上に、一人でも多くの起業家精神に富む人材を育成したいという思いが強い。」と言う。



社員と意見交換を交わすインターン生

—事例—

21

インターンシップ制度の活用に積極的な企業

東京都品川区のアクトインディ株式会社（従業員15名、資本金1,000万円）は、インターネットで情報サービスを提供する企業である。同社の下元敬道社長は、前職の広告代理店勤務時代に有名だからといって必ずしもサービスが良いとは限らないことに気付き、2003年に同社を起業して、葬儀の優良業者や価格情報等が余り知られていないことに着目し、その情報を提供するサービスを開始した。その後、同社

—事例—

22

和傘製造の技術を応用した照明器具をヨーロッパに輸出する老舗企業

京都府京都市の株式会社日吉屋（従業員5名、資本金1,000万円）は150年超の伝統を有する和傘を製造する企業である。和傘の出荷量は、洋傘の浸透等により、年々減少する傾向にあり、同社の西堀耕太郎社長が就任した1997年には、同社の売上は年間100万円程度であった。

西堀社長は、和傘のインターネット販売を行

うことで、和傘の売上を10倍以上に伸ばすことに成功した。しかし、和傘の販売を続けるだけでは、更なる売上の増加は望めないと考えていた。

そこで、「伝統は革新の連続である」という理念を掲げ、経験を活かしたものづくりの技術に、新しい発想を取り込み、時代に即した商品開発を行うことを検討し始めた。

同社長は、和傘の強みを分析し、「骨組みの美しさ」、「和紙及び和紙からの透過光の美しさ」、「折り畳み可能な構造」に着目し、和傘の技術を用いた照明器具を製作し、将来的には海外で販売したいと考え、知人の紹介によりデザイナーと共同で製品開発を行った。

その結果、和傘の骨組み及び和紙の美しさを活かし、折り畳み可能な構造を筒型にした照明器具「古都里-KOTORI-」を開発。2008年には、中小企業庁の「Japan ブランド育成事業」としてパリの展示会に出展。現地で注目を集め、注文が来るようになった。輸出開始時には、照明機器が日本と外国で電圧安全基準が異なることや、販売拡大のために現地の卸売業者が必要となるなど様々な課題に直面したが、現地の企業とうまく提携して課題を克服した。現在は更なる事業拡大に向けて全力で取り組んでいる。西堀社長は、「和傘や伝統工芸品だから輸出できたわけでもなく、既存の商品の良いところを地道に見つめ直し、新しいアイデアを盛り込むことが新たな商品開発につながる。」と考えている。



モダンリビングにも合わせられる和風照明器具「古都里-KOTORI-」

—事例—

23

インターネットを活用して独自の国際分業システムを考案した企業

香川県高松市の三和電業株式会社（従業員80名、資本金4,000万円）は、中国の上海郊外の蘇州に3つの現地法人を所有するプラントエンジニアリング企業である。

同社は、「安い労働力の活用」ではなく、「最高品質の追求」を目的に中国への事業展開を行った。しかし、現地に出向した従業員は、新たな事業所の立ち上げや現地従業員の育成等にかかわることで成長して帰国するが、国内の従業員の育成にはつながらなかった。同社は、こうした現状を改善しようと、インターネットを活用して現地の中国人従業員が本社の日本人従業員の下に部下・パートナーとして配属される環境を整備した。その結果、本社の若手従業員も現地の中国人従業員を部下に持ち、全従業員がリーダーシップについて考えるようになり、仕事のレベルアップにつながっている。



日本人従業員(右)が部下の中国人従業員(左)を指導しながら業務を行う様子

—事例—

24

アメリカへの輸出の教訓を踏まえて、アジアへの輸出に成功した企業

鳥取県境港市の千代むすび酒造株式会社（従業員26名、資本金3,000万円）は、清酒の製造・販売を行う企業である。創業以来、「本物、安心、健康」をテーマに酒造り続けてきた。

日本酒の国内市場が収縮する中、岡空晴夫社長は、危機感から海外市場の開拓を決め、1996年にアメリカでの輸出販売を開始した。その際、単独での輸出はリスクも高いので、国内の蔵元15社で輸出手続や販売代行を行う任意団体

「日本産清酒機構」を設立し、アメリカ市場の日本食ブームの追い風もあり、売上が急増した。

しかし、同機構では蔵元の独自性を出すのが

難しいことに加えて、営業活動費等の費用が高く、売上が頭打ちになるなど事業スキームに限界を感じた。それらを教訓として、アメリカで有志の蔵元9社と新たに販売会社「KURAMOTO US, Inc.」を立ち上げ、各蔵元の経営の独自性と自主性を高めるとともに、鳥取県や（財）鳥取県産業振興機構、（独）日本貿易振興機構等の支援を得ながら、自社単独でアジア市場の開拓を強化している。地元企業の海外展開支援に熱心な鳥取県や（独）日本貿易振興機構の情報提供を受けて台湾への輸出を開始し、その後、中国、韓国への輸出も始めている。特に、韓国は、味覚や商習慣が似ていることに加え、日本企業や日本料理店も多いため、2009年に営業拠点を設立し、酒類販売業の免許も取得している。また、中国も今後の成長性が高いと考え、韓国と両にらみの戦略で市場拡大を狙っている。国際化のリスクをいかに低減できるかとの観点から、同業他社との集団での進出と、自社単独での進出をうまく使い分けることが重要だと考えている。



韓国輸出用の日本酒パッケージ

シェア3割を誇る。

近年、中国で同社の屈折計の模倣品が多く出回って苦労した経験を踏まえて、機能性・操作性・デザイン性を追及した手持屈折計「MASTER」シリーズの開発にあたっては、中国用に金型加工が難しい形状を採用することで、模倣を防ぐ工夫を行っている。さらに、同シリーズを含む製品全般について、特許権は、日本、アメリカ、中国、韓国、他で計9か国とヨーロッパ、意匠権は、日本、アメリカ、中国、台湾、韓国の5か国・地域とヨーロッパで出願・取得しており、知的財産保護に万全を期している。



手持屈折計「MASTER」を用いて液体中の濃度を測定している様子

—事例—

25

知的財産保護により自社のブランド維持に努める企業

東京都板橋区の株式会社アタゴ（従業員112名、資本金9,600万円）は、1940年創業以来、屈折計等を開発・製造・販売する企業である。屈折計は、光の屈折を応用して、液体中に溶解している固形分（糖・塩等）の濃度を測定する機械であり、食品工業や石油化学、金属加工、臨床分野等の様々な分野で活用されている。1940年に創業、1950年に輸出を開始し、現在、欧米を中心とする8社の競合企業の中、先手必勝で「アタゴブランド」を浸透させることに成功し、国内販売市場シェア9割、世界販売市場

Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業

鹿児島から世界を相手に! ものづくりエンジニアの夢

株式会社エルム 代表取締役 宮原 隆和 氏

「自動光ディスク修復装置」の市場で世界的シェアを誇る株式会社エルム。修復スピードと安定した平面修復技術が国内外で高く評価され、日本、韓国、スペイン、米国のパートナーと販売代理店契約を締結し、グローバル・アライアンスにより、世界 36 ヶ国へ販売網を拡大、世界の全自動光ディスク修復装置市場においてシェア 85%強を占め、毎日 20 万枚以上のディスクが修理されている。

今回は、「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金 試作開発等支援事業」にも採択された、南さつま市から世界に羽ばたく株式会社エルムの宮原隆和代表取締役にお話を伺った。

——地元就職する会社がないなら、会社を設立しよう

大阪の大学を卒業後、コンデンサーメーカーに就職。それから 6 年後の 29 歳の時、故郷の南さつま（当時の加世田市）で仕事をしたいとの思いから Uターンしました。大阪で学んだ電子回路の技術を生かせる会社を探しましたが見つからず、結局大阪の電気会社を退職し一足先に Uターンしていた弟と共同で会社を設立することにしました。

鹿児島は農業立県。地元資本で「ものづくり」をする産業といえば食品産業ぐらいしか見当たらず、工場も立地はしていましたが、ほとんどは県が誘致した県外資本の工場。裏を返せば、鹿児島には自社で生み出した独自性の高い工業製品を製造する会社が少ない。「鹿児島から世界の先進国に、先端技術を使った鹿児島生まれの工業製品を送り出す会社をつくってみよう」との愛郷心に掻き立てられました。

——我が社の経営理念

そうして昭和 55 年に、弟と共同で現在の会社であるエルムを設立しました。エルムの経営理念は明快です。

1. 下請けはしない

2. 一流の技術者に一流の仕事ができる場を与える

3. 鹿児島から世界を相手にする



●PROFILE●

株式会社エルム
鹿児島県南さつま市加世田武田 15248-11
Tel 0993-53-6930 FAX 0993-53-7160
設立 昭和 55 年 12 月

社員には「プロなら仕事は趣味でやるな。お客の立場に立った商品開発をやりなさい」と言っています。一流のお客様のニーズに応えることが、ワールドスタンダードで一流の製品を生み出す秘訣です。

——鹿児島一流 農工連携へ向けて

会社設立 2 年後にはパソコンを利用した「気象衛星ひまわり受像装置」を開発、当時大手電機メーカーしか作っていなかったハイテク装置を、わずか数人規模の会社が開発してしまい関係者も驚いていました。

その後もいろいろな商品を開発しましたが、鹿児島島の企業として、他社にはない一流のものを作ろうと思い、鹿児島島の一流である「農業」に眼を向け、農工連携に取り組みました。農工連携の草分けとして最初に手がけた仕事は、昭和 65 年に地元の特産品であるキンカン

をネット包装する機械でした。その後も農産物の自動選別機や量産タイプの汎用型自動ネット包装機、「全国中堅・中小企業新機械開発賞」を受賞した害虫計数装置等を製品化しています。

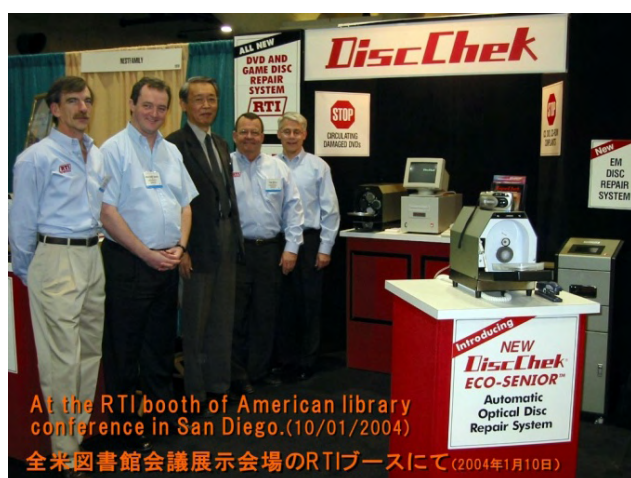
農工連携とは結局、異業種交流と同じことです。交流会で開発のヒントはいくらでも得られます。ただ留意すべきことは、いかに一流の顧客要望に応えるようにするかということです。それを考えることが一流の製品を作るポイントになります。



オクラのネット包装機

——ヒントは足元に転がっている

わが社では、農工連携に関する製品以外にも、世界シェア 85%以上を誇る「自動光ディスク修復装置」をはじめとする多くの製品を開発しています。「自動光ディスク修復装置」を開発するきっかけとなったのは、ある光ディスク修復業者から業務用光ディスク修復装置の開発依頼があり、ビデオレンタルのメディアが近い将来、ビデオから DVD に置き換わるだろうと予測したことか



サンディエゴ米国図書館展

らでした。貸し出す DVD は傷つくはずであり、いずれこの傷を修復する装置が必要になると思ったわけです。

また、趣味である家庭菜園にて水撒きをしていたある日、誤って踏んでしまったホースの先端から飛び出す水を見て、これだと思い、光ディスク洗浄器の製品化を思いつきました。このように、発明のヒントは身近なところに転がっています。しかし、それを具体的に製品化に結びつけるまでには大変な作業になります。

——日本はもっと「ものづくり」に光を当てるべき

鹿児島県の経済は、全体的に下請経済から脱却する必要があると感じています。下請けをしている限り不況を親元からもらってしまう現状は拭いきれない。鹿児島にはいい素材がたくさんある。これら素材を活用し、もっと付加価値を高める仕事をしてほしいです。

併せて、日本経済の将来に、大きな不安を感じています。政治にはもっとしっかりとした対策を講じてほしい。先日韓国へ行ったらすごい勢いで経済が発展している。このままでは日本経済は、世界経済から取り残されていく気がします。真剣に取り組まなければならない時期にきています。

また、私自身、日本の「ものづくり」に危機感を抱いています。その一番の理由は、「ものづくり」に携わる人達を日陰者にしてきたことです。日本の発展を支えてきたのは「ものづくり」の人達なのに、そうではない人達がはるかに高い給料を貰っている。このままでは優秀な人間の多くが「ものづくり」を敬遠するようになります。アメリカの大学を出た学生で最も初任給が高いのはエンジニアです。日本はもっと「ものづくり」に光をあてる必要があるだと痛感しています。

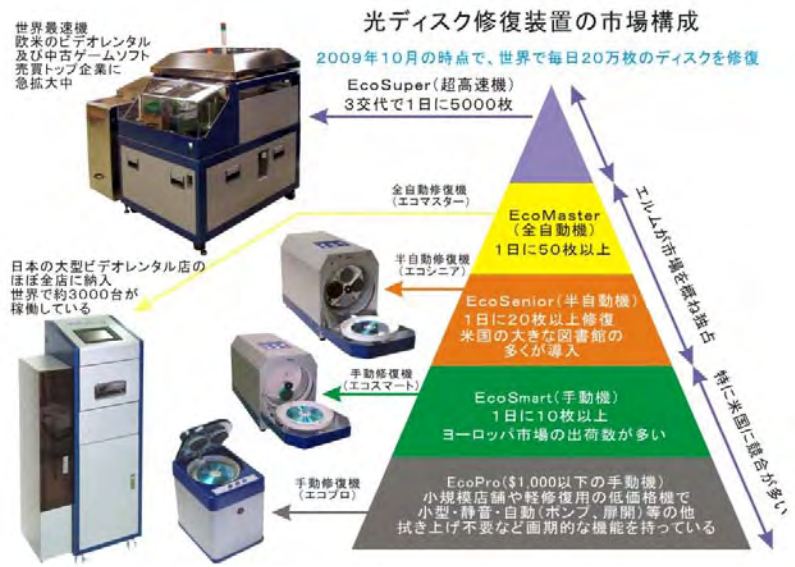


研究開発に取り組む社員

——前例がないからやる

これからいろいろな分野の製品開発を試みたいと思っています。特に現代のキーワードである「少子高齢化」、「CO2削減」に関する新製品開発に力を入れていきたい。社員には、井の中の蛙にならず、もっと外に目を向けるように言っています。会社内部で思考錯誤するだけでなく、社会は何を求めているのか、お客様は何を欲しがっているのか、そのニーズを取り入れるには、外の空気をたくさん吸わなければなりません。

「前例がないからやらない」では、人の後追いしかできません。「前例がないからやる」からイノベータになれ、市場のリーダーになれるのです。これからも鹿児島の一企業として、世界を相手に頑張っていきたいと思います。



光ディスク修復装置の市場構成

食の安心・安全について

有限会社鹿児島ますや 代表取締役 米増昭尚 氏

安心・安全を守ることは、どのような企業にとっても大切であり、対応を誤ると組織存続の危機を招きます。

本号では、我々の身近な問題でもある食に関する安心・安全について、有限会社鹿児島ますやの米増昭尚代表取締役に寄稿いただきました。



1. 会社概要

弊社は、平成5年5月、実兄が代表を務める株式会社ルーデック（東京都）が、鹿児島県始良郡始良町（現在の始良市）に鹿児島支店を置き、事業を開始したのが始まりです。

その後、平成8年2月に株式会社ルーデックより分離独立したのが弊社の前身である「有限会社ますや」となります。よく、広島にある「ますやみそ」と間違えられ、「お味噌屋さんですか？」との問い合わせが多かったので、平成11年、「有限会社鹿児島ますや」に社名変更しました。

事業内容は、鹿児島黒豚の食肉加工場「ますやハム工房」、鹿児島黒豚料理「豚珍館」（全てに身体に優しい食材を使用）、黒豚メインの惣菜加工場「子の夢このむ」の経営です。

私が経営者になったきっかけは、大学卒業時に公務員試験の勉強をしていた時、「お前を公務員にするために大学にやらせたわけではない。将来事業家になってほしいから大学に行かせたんだ。」と本気で怒られたのが頭の隅に残っていたからです。父は私がサラリーマン1年生の時に他界していますが、自身が公務員で、自分の息子には公務員以外の道に進ませたかったのだと思います。それから、地元食品会社の商品開発、商社系の飼料会社を経て独立しました。



有限会社鹿児島ますや

【住所】 〒899-5432 鹿児島県始良市宮島町 29-3

【電話】 0995-66-4186 【FAX】 0995-67-0904

2. 食品についての私の考え方

最近、アトピーや喘息、アレルギーの方々が異常に多いと思いませんか？時々、学校で食品や健康についての話をしますが、「貴方の今の身体は何で出来ていますか」と当たり前のことを質問すると、勉強家の人だと「水分が70%で、あと蛋白質、炭水化物、脂質・・・」などと回答が返ってきます。答えは、貴方が過去に食べた食品が今の身体を作っているのです。そんなの当たり前じゃないかと答えた貴方は、将来の自分の身体のことを考えて今の食事に気をつけているのでしょうか？実に当たり前のことですが、実際に質問をすると、皆さん答えにつまってしまうのです。

食物（食べ物）と言う字を良く見てください。『人に良い物』と書きます。「ひとによいもの」が食べ物なのです。

昨今は食事を作る時間も惜しんで仕事をしている人々が多いせいで、出来合いのものが良く売られています。また、簡単に食べられるインスタント食品や化学調味料たっぷりの加工品が売られています。化学調味料いや化学物質と書いたほうが判りやすいですが、化学とは『ばけがく』と読みます。化学物質は物を化



けさせて出来たものとする、果たしてこれが「食べ物」と言えるのでしょうか？化学で物質を変えたものが、本当に自分の身体に良い物といえるのでしょうか？私は否定します。それは、化学物を作る為の餌にしかならないと感じています。

昨年（平成21年）の殺人事件の内訳を見ると背筋が寒くなるのですが、何と、46%が身内（親、兄弟）の間で起こっているのです。この事実をどう感じますか？なぜ、このようなことが起こっているのでしょうか？

昔は母親が、子供達のために料理し、家族が揃って食事をするのが普通でした。一家団欒とでも言いましょうか、会話を楽しみながら子供の話に耳を傾けて、たまに叱ったり、褒めたりと家族のコミュニケーションが保たれていました。それが、出来合いの食品、それも、身体に決してプラスになるとは考えられない添加物がふんだんに入った物を食べ、当然一家団欒など程遠いバラバラの食事をしていると家族の「愛」すら育むことは出来ないのは当然です。愛のない食品を食べ、会話もなく、添加物たっぷりの食事をする、人を思いやることなどあるはずがありません。結果として、殺人事件の約半数が身内である、と言う信じられない事実が突きつけられているのが現状です。

3. 口蹄疫に見るマスコミ・バイヤー・消費者の動向

「喉もと過ぎれば熱さ忘れる」の諺がありますが、去年は「豚インフルエンザ」、「新型インフルエンザ」で大騒ぎでしたが覚えていますか？そして今年は口蹄疫です。

牛のBSEから始まり、鳥インフルエンザときて、その度にマスコミが大騒ぎしています。弊社はBSEではさほど被害はなかったのですが、鹿児島県が開発した「さつま地鶏」の営業中に鶏イ

ンフルエンザが発生し、大被害を受けました。今年の『口蹄疫』でもたまたま、これでもかと思うほどの風評被害を受けました。

マスコミに、真実を知る権利や報道の自由は当然あってしかるべきです。しかしながら、その報道により被害を受ける人のことももう少し考慮して欲しいと思います。例えば、牛だと最高級の黒毛和牛、豚だと黒豚を主に報道します。実は、子豚で言えば黒豚は白豚よりはるかに愛らし



く、かわいいのです。ですから、これらを殺処分するとすると、視聴者は余計かわいそうになるのは事実です。ただ、この「口蹄疫」は、自分流に言うと、人間の水疱瘡みたいなもので、BSEとは全く違うものです。「口蹄疫」は、感染力は強いですが治る病気です。また、偶蹄類（蹄が偶数ある動物のこと）特有の病気で、人間には全く感染しません。報道番組の中には、「口蹄疫に罹った

肉を食べたことがないのに、どうして人間には影響がないと言えるのか？」などと、生放送で語ったジャーナリストもいますが、全くもって言語道断な、無責任な発言に思われます。これでは、南九州の畜産物を支援するどころか、攻撃しているとしか思えません。

百貨店やスーパーのバイヤーも不勉強な人が多く、マスコミの報道を鵜呑みにし、南九州のお肉は危険だと本当に思い込んでいる人達があります。先日は某百貨店のバイヤーからこんな電話をもらいました。「鹿児島はまだ口蹄疫は出てませんか？お客さんが、お世話になった方にギフトを贈ろうとしているのだけど、そんな大切な方に鹿児島の黒豚を贈るような失礼なことは薦められませんよね」と……。なぜ？どうして？こんな電話をするバイヤーこそ失礼極まりないと思いませんか？そこで、「そうですか。日本全国で口蹄疫で苦しんでいる人に対する支援が盛り上がっている時に、百貨店のバイヤーからそのようなことを言われるのは非常に心外です。残念です。」と言いました。

消費者については応援して下さる方もいれば、やっぱり心配だから食べるのは控える方まで様々です。年配の方々の情報源はどうしてもテレビなので、白装束の不気味な格好をした（ごめんなさい。皆好んで、ああいう格好をしている訳ないのですが）方々が大勢出て、殺処分された牛などをクレーンで吊り上げて埋めるシーンを見ると、『本当に食べて安心なの？』と疑うのは当然です。ですから、マスコミの責任は重大なのです。

ここで、はっきりと断言しておきます。「口蹄疫」は人には感染しませんから安全です。安心して、食べて大丈夫なのです。

4. 安心、安全な食品を製造するきっかけ

大学でハム・ソーセージの実習を受けた時、「将来は美味しいハムを開発する仕事に就きたい」と希望し、地元の中堅会社に就職しました。しかし、そこを1年足らずで退職し、今度は飼料会社に転職しました。ここでは、SPF豚を利用した加工品の開発を主な仕事としました。餌会社でありながら、その餌を与えた豚の加工品の開発をやらせてもらいました。これが、今の自分の一番の基礎になっています。

31歳で結婚し、32歳の時に独立して、最初の子供が生まれました。この子がアレルギー、アトピー、喘息の3点セットの持ち主で、夜中に喘息の発作を起したり、アトピーで身体を掻きむしったりと、本人もかわいそうですが、自分達も大変な思いをしました。たまたまですが、鹿児島で五つ子が生まれた時の小児科の先生が、この時の院長先生で、子供のことで相談すると、「子供のアレルギーは親で



ある君達が何を食べているかに影響するよ。食品添加物だらけのものを食べていると、どうやら遺伝子に何らかの障害を与えており、それが子供にでるんだよ。」と教えてくださり、更に、「君の作っているハム・ソーセージは特に子供に食べさせたくないものなんだ。」と聞かされたときには本当にビックリして、ショックを受けました。考えてみれば、学生時代に便利な弁当屋さんやカップヌードル、コンビニエンスストアと新しい業態のお店や商品がどんどん出回り、無知な自分は、それが、如何に身体に悪影響を及ぼすかを知らずに食べていた事実に気がきました。更に、今自分が生きがいを感じて作っているハム・ソーセージが身体に非常に悪いものを使っていると聞かされると、食品添加物のことを勉強しなければならない状況になってしまいました。ただ、以前、勤務していた当時、食品添加物は厚生省がきっちりとした試験検証を済ませた安心、安全



な薬だと聞いていたので、それを鵜呑みにしていた自分を思い出しました。

17年程前には無添加のハム・ソーセージを作るのに手本となるものがありませんでした。寝ても覚めても身体に良い調味料や香辛料で、ハムやソーセージを作ることを考えていました。3年程費やして、徐々に色や食感などそれなりのものが出来てきましたが、ソーセージだけは、増量剤も使わず、香辛料と塩だけで仕上げると、コストが掛かり、売り物にはならないと判断しました。ところが、幼稚園

に通いだした娘が遠足に行き「お父さん、友達にもらった真っ赤なウィンナーが、タコさんみたいで美味しかった」と話してくれたのですが、それを聞いて、自分としては「やっぱり、安心なウィンナーを作ってやらんといかん。」と反省し、「自分の子供に安心して食べさせてやれる食

品」を目指すことにしました。

その後、2人の子供が産まれましたが、下に行くほどアトピーはひどいものでした。しかし、小学校に上がるまで殆ど人工的な添加物の食品を食べさせなかった結果、3人ともきれいな肌になりました。小児科の先生から「君は子供を使って、人体実験をやったね」とまで言われるようになりました。

5. 弊社の作る料理や加工品

わがまま勝手に事業を始めて18年目になりますが、ハム・ソーセージ以外にも色々作ってます。もともとは、無添加のハム・ソーセージを食べてもらうための飲食店ですが、黒豚の骨を砕いて作ったスープをベースにしたラーメン（勿論、麺もカンスイなしで自家製）、粉から作るカレー、本場デュラムセモリナ粉使用のパスタなど、全部添加物、化学調味料不使用の物を提供しています。最近では蕎麦に凝ってしまい、鹿児島産の玄蕎麦を石臼で挽いて、十割蕎麦を作ることに成功しました。これは、ソーセージ作りに非常に似ており、気温と温度と指の触感がポイントです。今の店では出していませんが、いずれ近いうちに蕎麦専門店を出す予定です。



6. 「本当の安心、安全な食品」とは

現代の非常に衛生的な工場で作る食品は、色んな形で流通させる上では効果的だと思います。もともと宇宙食として確立してきたHACCPなど、その手法として学ぶところは沢山あります。しかし、手打ち蕎麦やうどんなど、人間が直に捏ねたり、たたんだり、切ったり、また、お握り、握り寿司など、機械ではどうしても敵わない、奥深い味わいと言うか旨さは失いたくありません。

あまりにも神経質になり、機械的な食品は、私は味気ないと思います。宇宙で働く人は食中毒に決してなってはいけませんが、今の時代で宇宙に行く人は100万人に1人もいないのです。

私は、本当の安心な食品は、「母親が子供に健康に育って欲しい」との願いをこめて作る料理だと確信しております。

母親の愛情に勝る食品は、私には作ることは出来ません。しかし、それになるべく近づけるような食品を、人工的な添加物を使わず、作っていきたいと思っています。





温暖化防止と環境のために 地球と経営にやさしい エコ安全ドライブ！

株式会社 ユタカ産業

今日ほど「エコ」という言葉がまだ一般的でなかった昭和63年頃から、リットルあたりの走行距離を伸ばし、輸送コストの低減と経営収益を上げることを目的に、エコ安全ドライブに取り組んできた株式会社ユタカ産業。エコドライブコンテスト入賞（環境再生保全機構主催）、環境保全及び交通バリアフリー等関係表彰（環境保全部門：九州運輸局主催）等、エコ安全ドライブに関係する様々な賞を受賞するとともに、社会と共生する環境経営を行っている株式会社ユタカ産業を取材した。

【企業データ】

株式会社ユタカ産業
いちき串木野市大里 5590-1
電話 0996-36-4521
FAX 0996-36-3732

エコ安全ドライブとは

エコ安全ドライブとは、CO2 排出量の削減を意識した穏やかな運転を通じ、地球環境のみならず、経費削減にも直結し、安全確認と危険予測を行う余裕を生み出すことから自動車事故防止にもつながる運転法。

（株）ユタカ産業は、昭和63年頃から、「リットルあたりの走行距離を伸ばそう」を合言葉に、このエコ安全ドライブに取り組み始めたが、コスト削減だけではなく、もっと大きな理由があった。今日でいう「企業の社会的責任」のはしりであるが、取り組み理由として、芳田明代表



取締役は、「公道を利用し営業行為を行なっている運送業者として、交通安全を第一に掲げることは当然のこと。世界規模で危惧されているCO2 排出が大きな原因である地球温暖化に対しても、その阻止のため出来る限りの努力をしていきたい。」と、環境対策も企業として当然の責務であることを強調する。（株）ユタカ産業は、今後も社会と共生する会社づくりを目指して、全社員が一丸となってエコ安全ドライブに取り組む方針だ。

取り組みの内容

エコ安全ドライブの取り組みとして、社内にエコ安全ドライブ推進体制を確立させ、①燃費改善目標の設置・記録集計、②エコ安全ドライブ講習・推進、③輸送効率向上と環境負荷軽減、④社内表彰制度、⑤ベストエコドライバーの認定（県トラック協会主催）、⑥エコオイル・エコタイヤの使用、⑦環境に優しい

バッテリーの使用、⑧廃油・廃タイヤ・廃部品の適正処理、⑨モーダルシフトの導入、⑩社内のエコグリーン製品の購入等を揚げ実践している。

中でも運転日報に満タン給油方式による計算書式を記載させ、月ごとにドライバー別、車両別に集計を行い、年間を通して省燃料運転に優れたドライバーを表彰する制度は従業員の励みになっている。

また、エコ安全ドライブには、社員の意識が重要であり、社内研修(OJT)とともに、社員を社外研修(OFF-JT)に積極的に参加させ、毎年ベストエコドライバーコンテスト(鹿児島県トラック協会主催)にも選ばれる等、現在10名の社員がベストドライバーとして活躍している。



エコ安全ドライブの効果

エコ安全ドライブに取り組むことは、「地球環境面」、「安全面」、「経営面」において、多くの効果をもたらしている。

具体的には、CO₂ 排出量の削減、急発進・速度超過を起こさないことによる交通事故(労災事故)件数の減少、燃料消費量削減によるコスト削減等があげられる。また、ドライバー間での競争意識が芽生え、組織一丸となった積極的な活動が顕著になってきていることも会社にとってプラス効果といえる。

会社が積極的にエコ教育を行うことにより、社員一人ひとりが自発的にエコ安全ドライブに取り組んでおり、会社はその取り組み状況をフォローしながら進めている状況だ。これらの相乗効果により、社員の意識が自然と高まり、更に良い方向へ向かっている。



社員を大切にすることがエコに通じる

(株)ユタカ産業は、これから先も継続的にエコ安全ドライブを実施し、同業他社へも推奨し、社会と共生で生きる運送事業者として、あらゆる手段・ツール・勉強会によって「環境経営」を目指すとともに、今後は、天然ガス車両、ハイブリット車両の導入も考えている。

「エコ安全ドライブに大切なことは、人(社員)。エコにしても何にしても、結局やるのはそこにいる人間なのだから」と芳田明代表取締役は話す。仕事をする上で最も重要なことは健康、元気でないと良い仕事はできない。社員には健康管理に十分気をつけるように徹底しているとともに、役員は毎朝、社員に気持ちよく昼食をしてもらおうと食堂の掃除を欠かさない。

各団体・企業において、エコ安全ドライブについての講師も行っている芳田明代表取締役。(株)ユタカ産業の今後の活動とともに、他社へのエコ活動推進についても大いに期待される。

●花かごしま2011開催(鹿児島県)のご案内

来年3月の九州新幹線鹿児島ルート全線開業にあわせて、花と緑の大博覧会「第28回全国都市緑化かごしまフェア(愛称:花かごしま2011)」を平成23年3月18日(金)から5月22日(日)までの66日間、吉野公園をメイン会場、鹿児島ふれあいスポーツランドをサブ会場として、開催します。

また、鹿児島市中心市街地をまちなか会場、県内各地の公園や道の駅などを協賛会場・回遊拠点とし、県内全域を花と緑で装飾し、フェアを展開します。

吉野公園では、世界に誇る鹿児島県のシンボルである雄大な桜島を借景に南北600キロに及ぶ南国鹿児島を象徴する色とりどりの花や緑による一大花絵巻を展開し、鹿児島の生んだヒロイン“篤姫”を中心に、日本や世界のヒロインの名を冠したバラなどで表現する「おごじょの庭」や島々の魅力を亜熱帯植物等で表現する「島の華園」などを展示します。

また、鹿児島ふれあいスポーツランドでは、マスコットキャラクター“ぐりぶー”お気に入りの県民・市民との協働で創る花で彩られた未来の鹿児島のまち「花人の杜(花広場)」などを展示し、両会場あわせて110万株の花や緑で彩ります。

「花かごしま2011」を通じて「本物。かごしま」を存分に味わっていただけるよう様々な企画をご用意しますので、皆様のご来場を心からお待ちしています。



「花かごしま2011」への参加・協賛をお願いします。

「花かごしま2011」では、県内外の企業・団体の皆様が取り組んでいる緑化活動や環境保全等についてのパネルや映像による屋内出展参加、協賛ステージイベント・サークル活動による催事参加、物品・施設・設備等の協賛など、様々な形での参加・協賛をお願いしています。自社をアピールする場として活用し、フェアを共に盛り上げていただければ幸いです。

「花かごしま2011」への参加・協賛を心よりお待ちしております。

～特典付～ メイン会場前売入場券販売中!

普通入場券 前売 500円 (当日 800円)
全期間入場券 1,200円

※販売促進や従業員の方々への福利厚生为目的で入場券を購入される場合は、税務上、必要な経費として計上することができます。

※企業・団体で、まとめてご購入を希望される場合は、下記までご相談ください。

お問い合わせ先

第28回全国都市緑化かごしまフェア実行委員会事務局 TEL: 099-286-2852 FAX: 099-286-5553

e-mail: toshiGreen-Fair@pref.kagoshima.lg.jp

http://www.pref.kagoshima.jp/ryokka/index.html

●中小企業のためのひまわりほっとダイヤルのご案内

日本弁護士連合会（日弁連）は、2009年11月1日、中小企業に対する弁護士の法的サービスの提供を組織的かつ全国的に推進するために、日弁連中小企業法律支援センター（ひまわり中小企業センター）を設置しました。

100年に一度と言われる経済不況の中で、中小企業に対する、的確でタイムリーな法的サービスが必要になっています。

しかしながら、中小企業にとって、弁護士は「敷居が高い」「裁判の専門家だが、裁判以外で役に立つか分からない」「料金が分かりにくい」と思われがちな存在であり、これまで弁護士が十分に活用されてきたとはいえません。

そこで、中小企業の皆様が、経営上の様々な問題解決やリスク管理に、弁護士を利用していただけるよう、そして中小企業の皆様にとって、弁護士が身近で頼りがいのある存在となるよう、日弁連は以下の基本方針に基づいて取り組んでまいります。

ひまわり中小企業センターは、2010年4月1日から、全国共通専用ダイヤル（ひまわりほっとダイヤル）を設けて弁護士を紹介するサービスを開始しています。是非、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

日本弁護士連合会 ひまわり中小企業センター TEL：03-3580-9981 FAX：03-3580-2866



URL：<http://www.nichibenren.or.jp/>

●障害者就職面接会参加企業募集について

参加企業を募集しています！

働く意欲の高い障害者が多数仕事を求めています。障害者の雇い入れについてご検討の上、多数の企業の方がご参加いただきますようお願いいたします。

平成22年度 障害者就職面接会

日 時 平成22年9月17日（金）13：00～16：00

場 所 鹿児島サンロイヤルホテル

参加対象求職者 ハローワークに求職登録し仕事をお探しの方、職業訓練を受講中の方
新規学卒予定者

お問い合わせ先

ハローワーク鹿児島

障害者援助部門 小山・内野 TEL：099-250-6071 FAX：099-250-5610



●平成 23 年 3 月高校等卒業予定者の就職採用枠の拡大のお願い

去る 7 月 29 日、鹿児島県 PTA 連合会 会長 遠矢仁司氏、鹿児島県連合校長協会 会長 大平和男氏（ほか 2 名）が本会を訪問され、平成 23 年 3 月高校等卒業予定者の就職採用枠の拡大に関する要請がありました。以下にご紹介いたします。雇用の安定・確保に向けて、中小企業の皆様のご協力をお願いいたします。

平成 23 年 3 月高校等卒業予定者の就職採用枠の拡大に関する要請書

本県の高校等卒業予定者の就職支援に対しまして、これまでも多大の御支援・御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、本県の児童生徒の健全育成につきましても、かねてより格別の御支援をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、先に発表されました今春の新規高校卒業者の県内就職決定率は 92.9%であり、昨年同期の 92.6%を 0.3 ポイント上回る結果になりました。皆様方のご支援により僅かながら上昇の傾向にはありますが、県内外を合わせると、前年度比 0.6 ポイント減の 97.7%となり過去 5 年間で最も低く、また県内の雇用情勢も 5 月の有効求人倍率が 0.43 倍と低水準で推移しており、来春の高校等卒業予定者を取り巻く就職環境は、依然として厳しい状況にあります。

全国高等学校長協会並びに(社)全国高等学校 PTA 連合会においては、関係省庁に対して「新規高等学校卒業予定者に対する雇用促進について」の要請を行っていますが、その際、新たな職場を開発したり、地域に根付いた事業所への斡旋をしたりするなど、国を挙げて青少年の職場確保に尽力していただきたいこと。また福祉関係、医療関係、環境改善関係、農漁協関係等の勤労条件の改善を進めていただきたいことなどの対応措置をお願いしています。

県連合校長協会においては、学校・家庭が一体となって進路指導のさらなる充実を図るとともに、県 PTA 連合会では、「子どもを守り育てる責任は親にある」という認識のもと、重点運動項目「食育」や「一家庭一家訓」及び「我が家の教育の日」の継続的実践をとおして、児童生徒の基本的な生活習慣・学習習慣の確立に努め、家庭・学校との密接な連携のもと、子どもの頃から、正しい職業観や勤労観を培っていくことにしています。

郷土鹿児島の発展を担う若者の育成のため、本県の生活基盤を支えておられる会員企業の皆様に対して、採用枠の維持・拡大を図られますよう勧奨していただきまして、地域に根ざした求職の増加が期待されているなか、地場産業の興隆、地域経済の活性化のためにも前途ある新規卒業予定者が一人でも多く採用されますとともに、未就職卒業生への応募機会の確保等がなされ、就職が内定していた生徒への「内定取り消し」等の事態が発生することがないように、よろしくお願い申し上げます。

鹿児島県 PTA 連合会 会長 遠矢仁司
鹿児島県連合校長協会 会長 大平和男



●『組合等事務局代表者講習会』開催

テーマ：「九州新幹線全線開業迫る！～地域間競争を勝ち抜くための地域活性化策～」

当会は7月27日(火)鹿児島市のアーバンポートホテル鹿児島にて「組合等事務局代表者講習会」を開催した。講師のアイデアパートナーズ株式会社 代表取締役社長 井手修身氏が、「九州新幹線全線開業迫る！～地域間競争を勝ち抜くための地域活性化策～」のテーマで講演を行った。

九州新幹線の全線開業を目前に控え、すべての業種に集客のチャンスがあること、そのためには仕掛けづくりが必要であることと等を事例を踏まえて話をした。参加者にとって、地域活性化に向けて何に取り組むべきかについて気づきやヒントを得る内容であった。

講演の要旨は下記。

- 来年3月に九州新幹線が全線開業すると、鹿児島～博多間が現在の2時間12分から最短で1時間20分になる。これにより鹿児島～大阪間が現在の5時間から4時間へと短縮される。これは鹿児島～大阪間においてJR利用が飛行機利用を逆転することを意味している。マーケットが拡大する中、このような好機を確実に捉えるためには、来ていただく仕掛けづくりが必要である。また、観光旅行の約8割が個人旅行へとシフトしており、個人のお客様にいかに情報を与えるかが今後重要になってくる。



- これからの観光は複合型の新しい仕組みを作らなければ集客は見込めない。その中でも食にまつわるものは有効である。国も地域資源活用プログラムや農商工連携といった支援策を打ち出しているが、ターゲットや属性・志向を明確化し、どんな人来てもらいたいかを具体化する必要がある。



- 旅行の形態も着地型や産地型等全くいままでと違うスタイルへと変化している。集客は旅行業だけでなく全ての業種に不可欠なテーマである。これからの集客は、Story (物語)、Star (人)、Season (季節)、Special (特別な)、Select (選別される)、Sexy (魅力的な)、Smile (笑顔) の7つのSが重要なキーワードである。

鹿児島県内の業界情報

(平成22年6月情報連絡員報告)

製造業

味噌醤油製造業

口蹄疫によるイベントの中止や景気の低迷による買い控えなど、ここに来て如実に影響が出て来ている。中元期を間近に控え不安な状態から脱しきれていない。

酒類製造業

(平成22年5月分データ。単位k0・%)

区分	H21.5	H22.5	前年同月比	
製成数量	11,812.6	7,782.9	65.9	
移出数量	県内課税	4,734.3	3,742.7	79.1
	県外課税	6,559.2	6,222.9	94.9
	県外未納税	3,670.4	3,890.8	106.0
在庫数量	244,334.4	248,946.7	101.9	

蒲鉾製造業

6月の売上はマイナス7%です。梅雨時期の長雨、宮崎県の口蹄疫などで催しの中止または延期、宮崎県都市市への出入りの自粛等で、旅行者の減が考えられます。日配品は昨年並みですが、特に土産用は悪かった。原材料の主原料は同月比でやや値下げで、上級品ではキロ当たり50円が相場。

鯉節製造業

魚質の良い原料が不足している。生産を7割ぐらいで操業している。業界は引き続き苦しい状況が続いている。

菓子製造業

6月16日は「和菓子の日」で各店でポスター掲示等もしたが、全体定には宮崎県の口蹄疫の影響が大きく、売上は大幅に低下した。人の移動が減少したので、物産館や道の駅等に出している小規模な店が特に影響が大きかったようだ。

本場大島紬織物製造業

平成22年6月の検査反数は867反で、前年対比84.7%で、157反の減少となった。

木材・木製品製造業

第1四半期を過ぎたが、依然として製材製品安の原木丸太高で推移している。杉4m×18～22cmの1㎡が11,000円程度で、丸太1本に換算すると1,800円弱となり、これが4寸角製材品で本当たり1,300円の相場で逆ざやも甚だしい。これでは素材生産者、木材加工業者共に活気をなくす。国内の森林資源が充実している今、あらゆる国産材需要拡大対策をさらに推進し、これが定着すれば川上から川下まで活気ある林業・木材産業になるのだが。

木材・木製品製造業

平成22年5月の全国の新設住宅着工戸数は、前年同月比4.6%減の6万戸弱と再び減少に転じており、一進一退ないしは、「弱含み」となっている。しかしながら、持ち家は増加基調にあり、在来木造住宅については、ある程度好調さが見られる。県内の木材、建材関連の荷動き

は梅雨時期ということもあり、ほぼ前月並みで、地域ビルダーの需要は「弱含み」である。

生コンクリート製造業

出荷量は前年対比84.0%の92,896㎡だった。特に減少した地域は、鹿児島、指宿、加世田、宮之城、垂水桜島、大隅、屋久島、奄美大島、甌島で、特に増加した地域は、串木野、南隅、種子島、奄美南部であった。官公需は対前年比90.1%の49,979㎡、民需は対前年比78.0%の42,917㎡で、官公需、民需ともに大幅な減で、特に鹿児島、指宿の減が大きい。

コンクリート製品製造業

6月度の出荷トン数は4,188トンで前年同月比78.4%となった。出荷量は鹿児島、奄美地区のみ増加しており、他地区は減少となった。6月度の受注も減少しており、参議院議員選挙、口蹄疫問題などあり、今後の受注が気に掛かるところである。

仏壇製造業

海外輸入製品内訳（主要輸入国は中国、ベトナム、タイ等）。平成22年3月15,317本、4月19,300本、5月19,491本。2010年度累計97,007本。

印刷業

引き続き、景気がやや持ち直している感があるが、その実感を感じるにはまだ遠く、値下げ競争の後遺症もまだ強く、楽観視できない状況にある。予断を許さない状況は、まだしばらく続く。

非製造業

卸売業

業界全体の経営環境は、悪化しているとの認識の中、企業努力により、業績は一時的にせよ好転したとの意見が寄せられている。当面、業績は、一進一退の推移を示すものと思われる。

燃料小売業

県内業界挙げて、「家庭用燃料電池エネファーム1販売店1台設置運動」を展開することとなった。ガスから燃料となる水素を取り出して発電するもので、現時点ではコスト的に300万円を超す高価格商品ではあるが、将来を見据えたガス業界の新たな事業展開の動きが出てきた。

中古自動車販売業

6月に入り、一段と厳しさを増した。過去に例を見ない最悪の状況であった。新車の補助金制度が9月迄なので、まだまだこの厳しさは続きそうである。

青果小売業

前年同月比107.5%、前月比96.2%

農業機械小売業

4月に発生した口蹄疫は、終息の気配が一向に無く、これだけ長引いてくると発生源の宮崎のみならず、鹿児島県においても被害は深刻さを増すばかりである。畜産面だけでなく、イベントの中止等ある中で、早く元の活気ある状態に戻って欲しい。

石油販売業

原油相場と為替相場の動きが激しさを増しており、市場に安定感が見られない。最近の大雨と口蹄疫の影響で、特に物流関係が悪く、売上が減少している。

鮮魚小売業

宮崎県川南町より被害が拡大した口蹄疫。畜産地帯、都城市にも飛び火した。この問題を教訓に鹿児島県内の魚類養殖に対しても危機管理の構築が求められる。養殖のカンパチ、ブリ等のえさ（魚粉）の粗悪品を与え、出荷停止、製品回収、企業のイメージダウンのところがあった。

商店街（霧島市）

6月の農繁期に入り、口蹄疫による地域の様々なイベントの中止や長雨など悪い条件が重なり、街全体の6月の業績は思わしくなかった。小売・飲食業のみならずビジネスホテル、印刷業など地域の様々な業種に影響が出た。

商店街（薩摩川内市）

前年度はプレミアム商品券があった為、今年は減少です。口蹄疫の為、8月7・8日の七夕祭りも初めて中止になった。

商店街（鹿児島市）

6月は2軒の転出があり、内1件は当商店街内企業のアネックスとしてオープン予定。長雨の影響か、客足が遠のいているような気がする。

商店街（鹿屋市）

口蹄疫問題で、夏祭り他、イベント関係が中止となり客数が減少した。

サービス業（旅館業/県内）

例年、6月は梅雨の影響等で客数が落ちるが、今年は例年以上に強い雨が降る日が多かったうえに、宮崎で発生した口蹄疫の影響で修学旅行、イベント、集会によるキャンセルなどが重なり前年比でも大幅なマイナスになったところが多い。

サービス業（美容業）

売上高減少に歯止めが掛からない。消費生活の低迷？

旅行業

宮崎県で発生した口蹄疫問題は、隣県の我が県にも少なからぬ影響があり、特に宮崎県との隣接地である霧島地区では、旅行の中止、延期が相次いでいる。7月には終息宣言が出されると思われるが、出次第なるべく早い時期に宮崎県に対する支援の意味も込めて「宮崎県支援ツアー」を企画する予定である。全体的には売上高の対前年同月比は微増を保っているため、景気の上向け傾向も反映されていると思われる。また、九州新幹線全線開業に向けて、県の助成を受け、着地型旅行の体制作りに取り掛かって3ヶ月、少しずつ形が見えるようになってきた。

第1回のモニターツアーには目標の旅行参加者を集めることが出来た。今後の参考にしつつ、旅行業活性化への模索を続けていく。

建築設計業

県・市町村とも新年度事業が徐々に発注されてきたが、公共事業等建設投資の縮減や民間建築工事の低迷により、依然仕事量が少ない状況が続いている。なお、7月ともなれば前年度の繰越業務も手を離れつつあり、公共事業等の早急な発注が望まれる。

自動車分解整備・車体整備業

指定工場等による格差があると思われるが、持ち込検査は減少しているように見受けられる。

電気工事業

個人住宅及び民間の建物の着工が少なくなっており、売上高も各社減少してきている。各社とも官公庁の発注待ちの状態である。

内装工事業

6月のラベル売上数は、カーテンラベル対前年同月比307.9%で大幅に増加、壁装ラベル対前年同月比100.1%で少々増加、じゅうたん等ラベル対前年同月比84.4%で減少した。まだまだ景気回復には至っていない。やはり公共事業も少なく、利幅も少ない状況が続いている。

建設業（鹿児島市）

今の時期は公共事業の発注は少ないが、特に今年度は少なく、地域事情による受注契約も出来高による支払いのため利益が出ない。

建設業（出水市）

生コンの共同購入事業を行っているが、生コン組合より、支払いを現金化するように要請があり、現在検討中。

建設業（曾於市）

公共工事の発注見通しがたたず、受注競争により経営環境が悪化している中で、口蹄疫防疫対策として、消毒ポイントへボランティアとして参加し、また、防疫対策の呼びかけ看板を設置するなど、社会貢献活動を実施している。

貨物自動車運送業

5月に入り、燃料価格が不透明であり、厳しい状況が続いている。また、口蹄疫の問題で、貨物運送業は各車両消毒を徹底し、その対策強化に努めた。

運輸業（個人タクシー）

例年、梅雨時期は売上は減少するが、今年は特に厳しい状況である。

倉庫業

口蹄疫被害により、ダメージがどの程度他産業に及ぶのか想定できない状況にある。家畜の餌である飼料用穀物が大幅な減少になるのか、小幅で推移するかイメージできない状況にある。今後、資料需要の多い南九州の畜産業を守るため官民一体の取り組みを願い、特に行政の指導と牽引力を期待したい。

中央会関連主要行事予定

平成22年9月	
5日(日) 11:00	かごんまわっぜかフェスタ '10 鹿児島市 天神おつきや商店街「ぴらもーる」
7日(火) 16:00	地域別交流懇談会 薩摩川内市「川内ホテル」
15日(水) 13:30	次世代行動計画策定説明会 霧島市「鹿児島県人材育成センター」
16日(木)	第54回中小企業団体九州大会(大分県) (13:00)記念講演会 「どうなる今後の政治・経済」 政治評論家 森田 実氏 (15:00)本大会 大分市「iichikoグランドシアタ」
28日(火) 16:00	地域別交流懇談会 さつま町「ひかり別館」
平成22年10月	
13日(水) 13:30	組合IT講習会① 鹿児島市「宝山ホール」
27日(水) 13:30	組合IT講習会② 鹿児島市「宝山ホール」
平成22年11月	
18日(木) 10:00	第62回中小企業団体全国大会(奈良県) 奈良市「なら100年会館」

取引先の突然の倒産。

そんなときあなたを守る安心の共済です。

経営セーフティ共済の ご紹介

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

「経営セーフティ共済」は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者が倒産する事態(連鎖倒産)又は、倒産に至らないまでも著しい経営難に陥る事態の発生を防止するため、毎月一定金額を掛け、万一取引先事業者が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合には、掛金総額の10倍の範囲内で、回収不能額を上限に、共済金の貸付けを受けることができる共済制度です。

- ◆最高3,200万円の共済金貸付が受けられます。
- ◆共済金貸付は無担保・無保証人・無利子です。
- ◆税法上の特典も有ります。
- ◆一時貸付金制度もご利用できます。

お申し込みは
鹿児島県中小企業団体中央会 連携支援課まで
TEL 099-222-9258



中小企業かごしま (平成22年度 活性化情報第2号)

平成22年8月10日発行

発行人 鹿児島県中小企業団体中央会 会長 岩田泰一

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904

印刷所 瀬上印刷株式会社